

# 第2期

## 関市子ども・子育て支援事業計画

～子どもの幸せを一番に考え 子育てをみんなで応援するまち せき～

令和2年3月

関 市



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の期間 .....	2
3. 計画の位置づけ .....	3
4. 制度改正のポイント .....	3
<b>第2章 関市の子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>5</b>
1. 人口等の状況 .....	5
(1) 人口の推移 .....	5
(2) 子ども人口の推移 .....	6
(3) 出生数の推移 .....	7
(4) 合計特殊出生率の推移 .....	8
(5) 婚姻の状況 .....	8
(6) 世帯の推移 .....	9
(7) 女性の年齢別就業率 .....	10
(8) 保育園の状況 .....	10
(9) 幼稚園の状況 .....	11
(10) 児童館の状況 .....	11
(11) 障がい児数の推移 .....	12
(12) 生活保護世帯数の推移 .....	12
(13) 就学援助の状況 .....	13
(14) 子ども食堂・学習支援の状況 .....	13
2. 子育て支援サービスの状況 .....	14
(1) 保育園・幼稚園等の状況 .....	14
(2) 地区別の子育て支援サービスの状況 .....	15
(3) 各サービスの利用状況 .....	17
3. アンケート結果からみる子ども・子育ての現状 .....	20
(1) 子どもの育ちをめぐる環境について .....	21
(2) 保護者の就労状況について .....	22
(3) 幼稚園や保育園等の利用状況・利用意向について .....	23
(4) 地域の子育て支援事業について .....	24
(5) 病気の際の対応について .....	25
(6) 子どもの放課後の過ごし方について .....	26
(7) 育児休業の取得状況について .....	26
(8) 子育て全般について .....	27
4. (第1期) 関市子ども・子育て支援事業計画の評価 .....	28
(1) 教育・保育事業 .....	28
(2) 地域子ども・子育て支援事業 .....	28
(3) 子ども・子育て施策の展開 (86事業) .....	31

### 第3章 計画の基本理念と施策の展開..... 32

1. 計画の基本理念.....	32
2. 計画の基本目標.....	33
基本目標1 教育・保育サービスの充実.....	33
基本目標2 家庭や地域における子育ての支援.....	33
基本目標3 子どもや母親の健康の確保及び増進.....	33
基本目標4 子どもの健全な心身を育むための教育環境の整備.....	33
基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進.....	33
基本目標6 子どもの包括的・重層的な相談支援の推進.....	33
3. 計画の構成と施策の体系.....	34
(1) 計画の構成.....	34
(2) 施策の体系.....	35

### 第4章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容..... 36

1. 子ども・子育て支援新制度のポイント.....	36
(1) 保育の必要性の認定.....	36
(2) 給付・事業の全体像.....	36
(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	37
2. 量の見込み・確保の内容の設定にあたって.....	37
(1) 量の見込みの算出.....	37
(2) 区域の設定.....	37
3. 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保.....	38
(1) 保育事業の量の見込みと確保の内容.....	38
(2) 教育事業の量の見込みと確保の内容.....	42
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	44
(1) 延長保育事業の量の見込みと確保の内容.....	44
(2) 留守家庭児童教室事業の量の見込みと確保の内容.....	45
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保の内容.....	47
(4) 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の内容.....	48
(5) 一時預かり事業の量の見込みと確保の内容.....	49
(6) 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の内容.....	51
(7) ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保の内容.....	52
(8) 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の内容.....	53
(9) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）の量の見込みと確保の内容.....	53
(10) 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容.....	54
(11) 利用者支援事業の量の見込みと確保の内容.....	55

### 第5章 子ども・子育て施策の展開..... 56

基本目標1 教育・保育サービスの充実.....	56
施策1 教育・保育提供体制の整備.....	56
施策2 教育・保育サービスの質の向上.....	57
施策3 産後の休業及び育児休業後の保育園等の円滑な利用の確保.....	58
基本目標2 家庭や地域における子育ての支援.....	59

施策1	子育て支援サービスの充実	59
施策2	児童の健全育成	61
基本目標3	子どもや母親の健康の確保及び増進	62
施策1	子どもや母親の健康の確保	62
施策2	思春期保健対策の充実	64
施策3	小児医療の充実	65
基本目標4	子どもの健全な心身を育むための教育環境の整備	67
施策1	学校の教育環境等の整備	67
施策2	子どもの放課後の居場所づくり（新・放課後子ども総合プラン）	68
施策3	家庭や地域の教育力の向上	69
基本目標5	職業生活と家庭生活の両立の推進	71
施策1	男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現	71
施策2	仕事と子育ての両立の推進	73
基本目標6	子どもの包括的・重層的な相談支援の推進	76
施策1	子どもの相談支援体制の整備（切れ目のない支援の充実）	76
施策2	児童虐待防止対策の充実	77
施策3	ひとり親家庭等への支援の推進	78
施策4	障がい児施策の充実	79
施策5	子どもの貧困対策の充実	81
施策6	外国人児童への対策の充実	82
<b>第6章</b>	<b>計画の推進体制</b>	<b>83</b>
1.	計画の推進体制	83
2.	計画の進捗管理	83
<b>資料編</b>		<b>84</b>
1.	計画の策定体制	84
2.	計画の進捗管理	84
3.	子ども・子育て会議委員名簿	85
4.	子ども・子育て会議条例	86
5.	用語解説	87
6.	関市母子保健評価指標（すこやか指標）	91

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

我が国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が進行しており、平成27年の国勢調査では、初めて総人口の減少が確認されることとなりました。また、厚生労働省発表による人口動態統計では、平成30年の自然減が44万4070人と初めて40万人を超え、合計特殊出生率は1.42と3年連続で低下しています。少子化に伴う人口減少は、今後もさらに加速しながら進行するものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の将来推計人口(平成29年推計)」によると、令和35年(2053)年には1億人を割り込むものと見込まれています。

子どもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の大きな変化が、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

また、児童虐待に対する対策も急務であり、本計画作成にあたっては、児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、本計画を策定する必要があります。

国の少子化対策は、平成2年に合計特殊出生率(1人の女性が15歳～49歳までに産む子ども数の平均)が1.57と判明したところから始まりますが、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)に基づき、「子ども・子育て新制度」(以下、「新制度」。)を平成27年4月に施行しました。市町村は新制度の実施主体としての役割を担うこととされており、①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、②質の確保された給付・事業の提供、③給付・事業の確実な利用の支援、④事業の費用・給付の支払い、⑤計画的な提供体制の確保・基盤整備といった権限と責務が与えられています。

本制度に基づいて、関市でも平成27年3月に「関市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの幸せを一番に考え 子育てをみんなで応援するまち せき」を基本理念に定め、家庭、学校、地域、職域その他の社会全体で相互に連携し協働して子育てを支え合い、すべての子どもが健やかに育つような基盤づくりに努めてきました。

この計画は、現行の「関市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度を以てその計画期間を終了することを受けて、これまでの市の取り組みを振り返るとともに、国や県の動向、社会情勢等を踏まえ、今後の関市における子ども・子育て支援の一層の推進を図るために策定するものです。

## ■子ども・子育て支援法（抜粋）■

**第六十一条** 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
  - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和2年度から令和6年度）とします。「次世代育成支援行動計画」は、本計画と関わりが深いため、引き続きその基本的な方向性や該当する取り組みを継承していきます。

計画最終年度である令和6年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

なお、時勢の変化等の必要に応じて、随時見直すものとします。



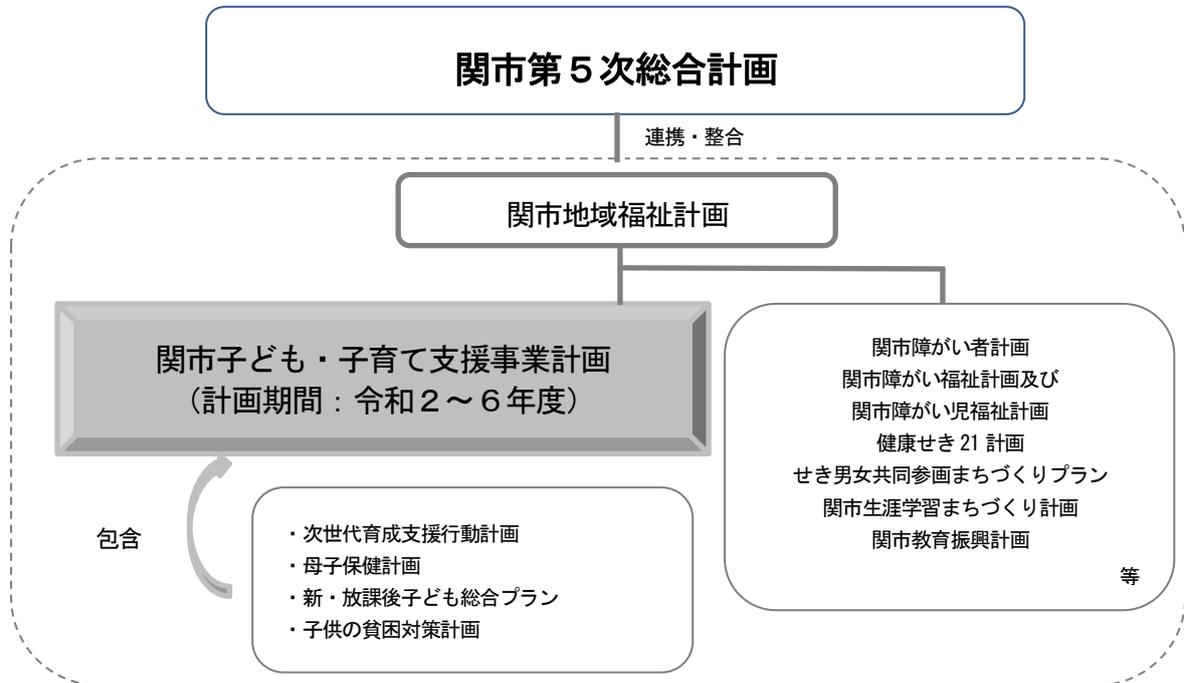
関市子ども・子育て会議にて点検・評価

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画も包含するものです。

また、本市の最上位計画である「関市第5次総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

#### ■計画の位置づけ（イメージ）■



### 4. 制度改正のポイント

第1期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、「待機児童の解消」、「女性の就業率の向上」、「保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保」、「保護者への寄り添う支援の普及促進」といった方向性が打ち出されています。

また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になるなど、少子高齢化という難題に国をあげて取り組むこととなっています。

## ■幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（抜粋）■

### ◆対象者・対象範囲

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等※

○3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化

○0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

※子ども・子育て支援法に基づく地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象とされている。

(2) 幼稚園の預かり保育

○保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

(3) 認可外保育施設等

○3～5歳：

保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化

○0～2歳：

保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

○認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等

・市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等についての必要な法制上の措置 ほか

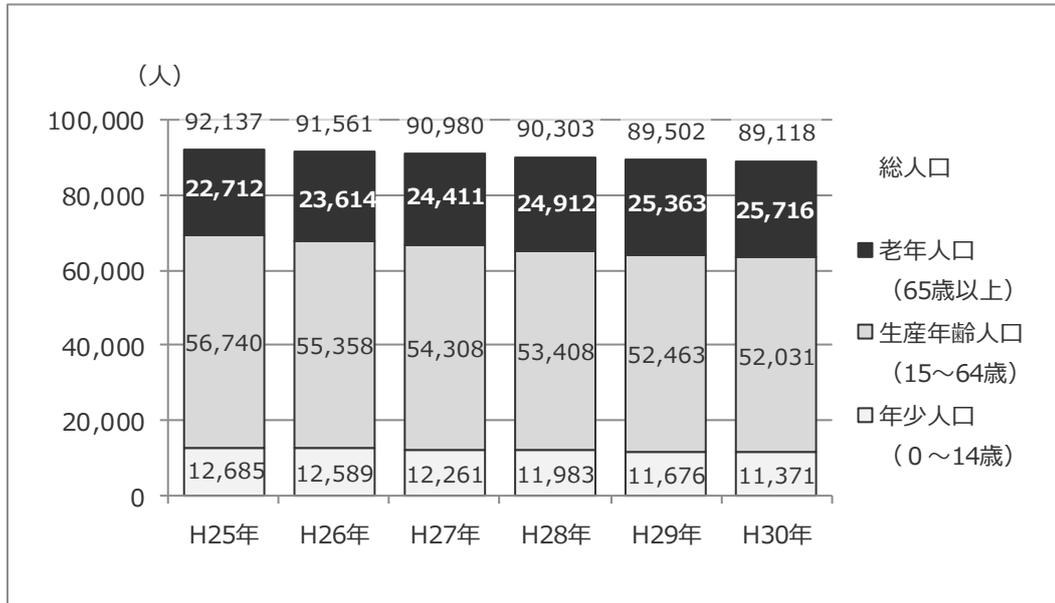
## 第2章 関市の子ども・子育てを取り巻く現状

### 1. 人口等の状況

#### (1) 人口の推移

平成25年から平成30年までの人口の推移をみると、総人口は減少傾向で推移しています。年少人口(0～14歳)についてみても減少傾向で推移しており、直近の3年間では1万1千人台となっています。

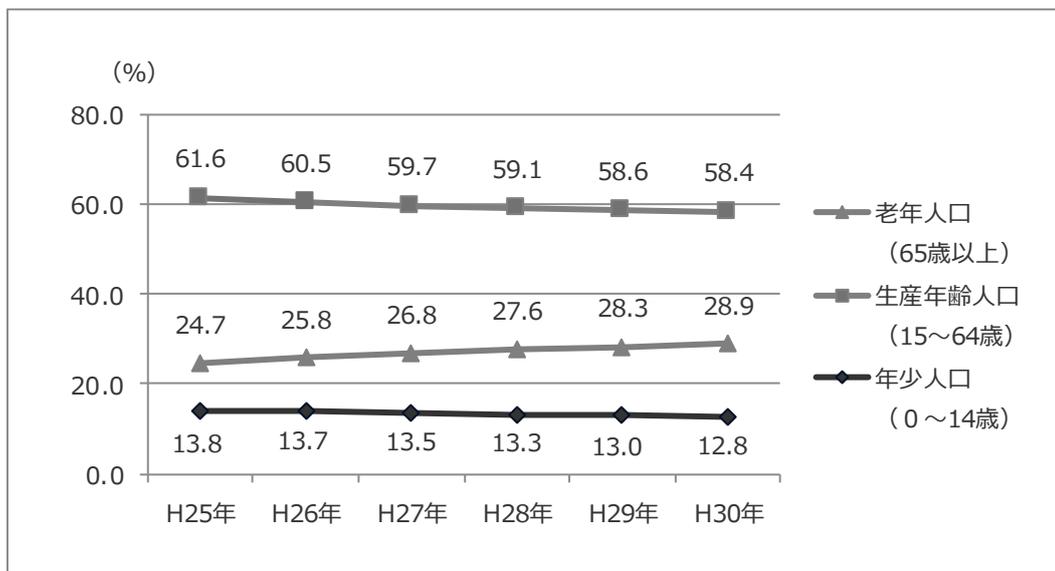
■年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

年齢3区分別人口割合でみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合はわずかながら減少傾向、老年人口割合は増加傾向で推移しています。

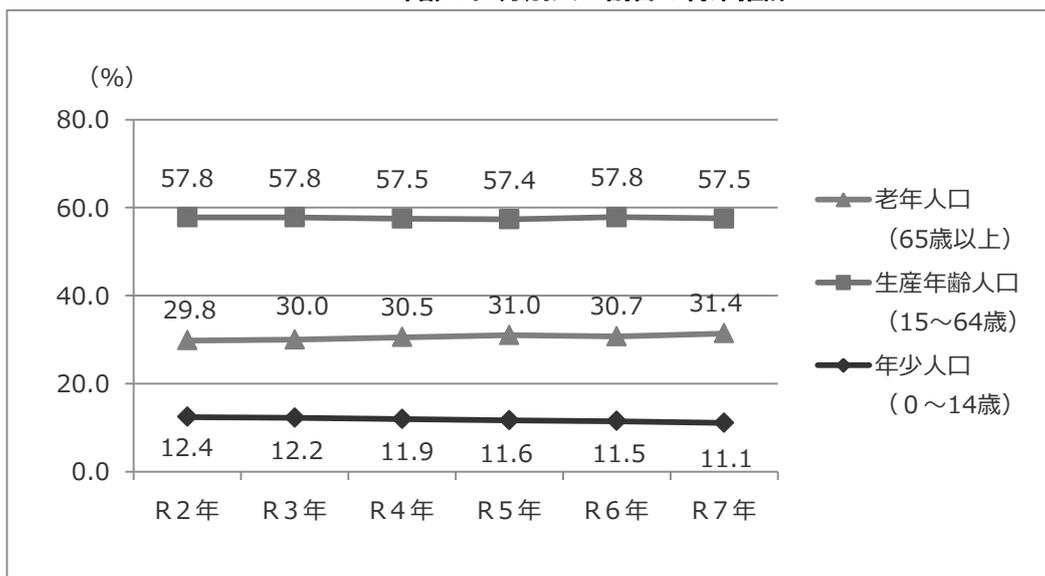
■年齢3区分別人口割合の推移■



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

年齢3区分別人口割合の将来推計をみると、年少人口割合は減少傾向、生産年齢人口は概ね現状維持、老年人口は増加傾向で推移することが見込まれます。

■年齢3区分別人口割合の将来推計■

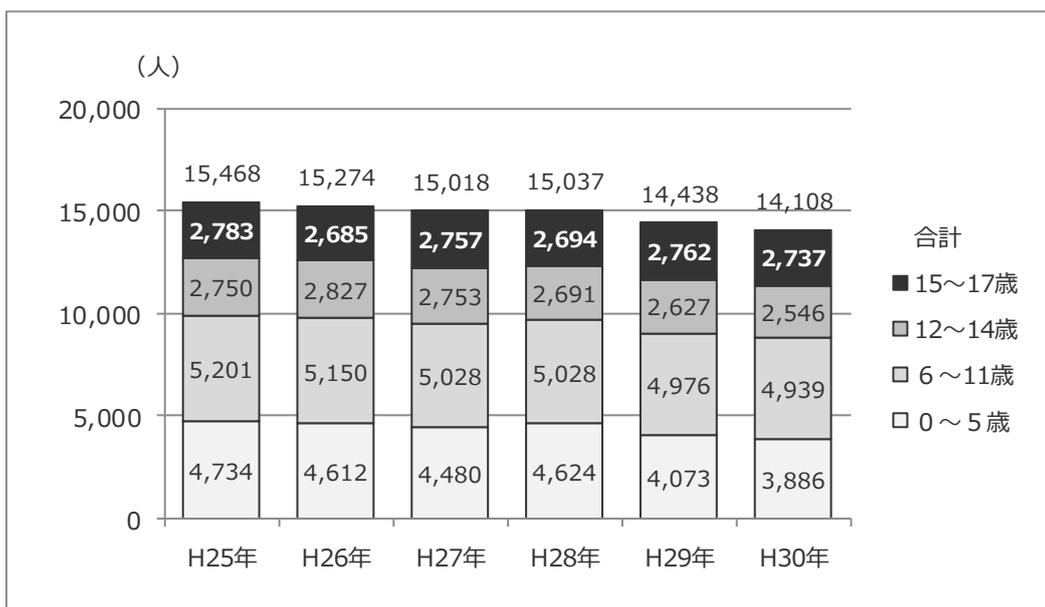


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）に基づく推計

(2) 子ども人口の推移

子ども（18歳未満）の人口についてみると、全体としては減少傾向で推移しています。内訳でみると、0～5歳と15～17歳の層は増加した年度もありますが、5年間でみると減少しています。

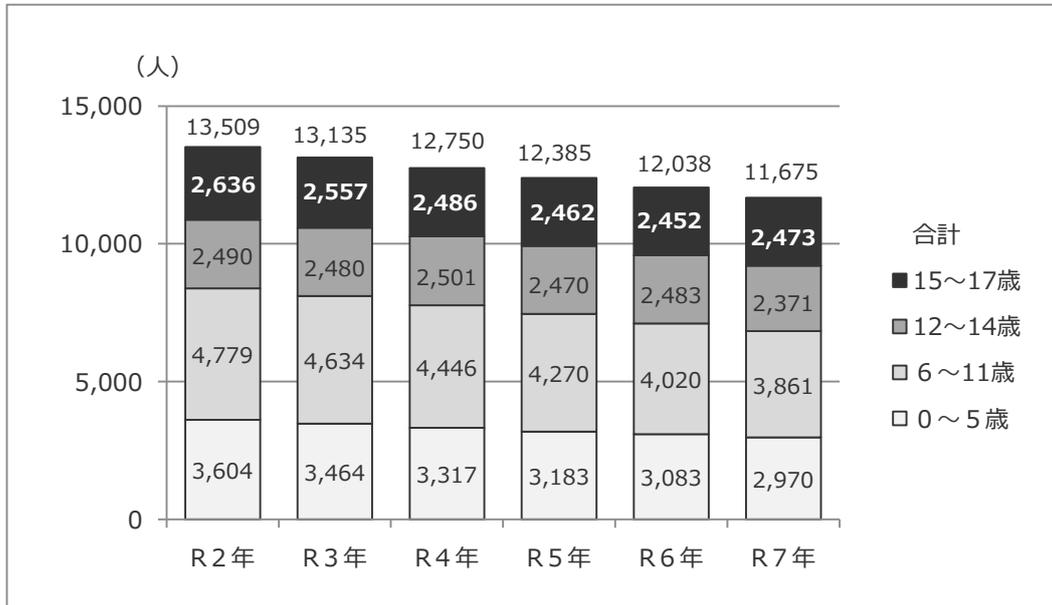
■子ども人口の推移■



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

子ども（18歳未満）の将来推計人口についてみると、全体としては減少傾向で推移することが見込まれます。内訳でみると、12歳～14歳、15歳～17歳の層は増加する年もありますが、5年間でみると減少することが見込まれます。

■子ども人口の将来推計■

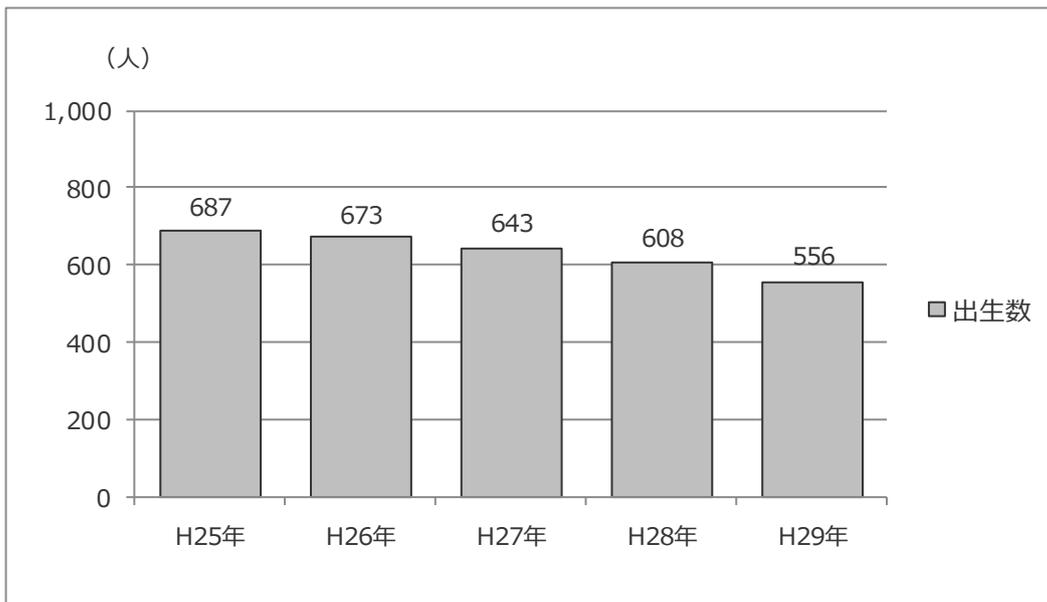


資料：住民基本台帳（各年10月1日）に基づく推計

(3) 出生数の推移

本市における出生数は減少傾向にあり、平成29年には600人を割っています。

■出生数の推移■

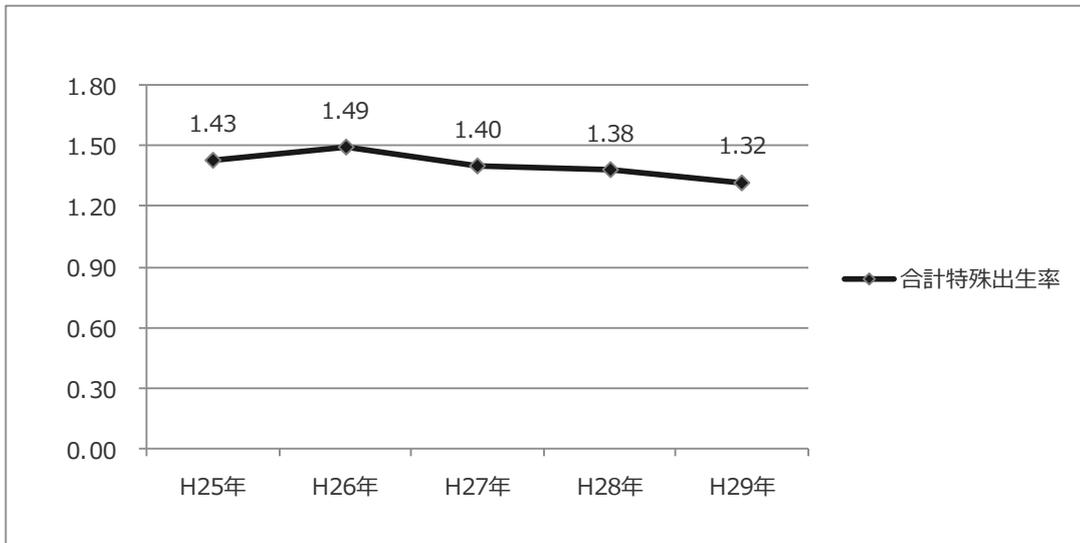


資料：中濃地域の公衆衛生

#### (4) 合計特殊出生率の推移

近年の合計特殊出生率は1.3程度となっており、低い水準で推移しています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している「人口統計資料集（2019年版）」によれば、人口を維持するために必要な合計特殊出生率（人口置換水準）は2.06となっており、自然減は今後も長期的に続くことが想定されます。

■合計特殊出生率の推移■

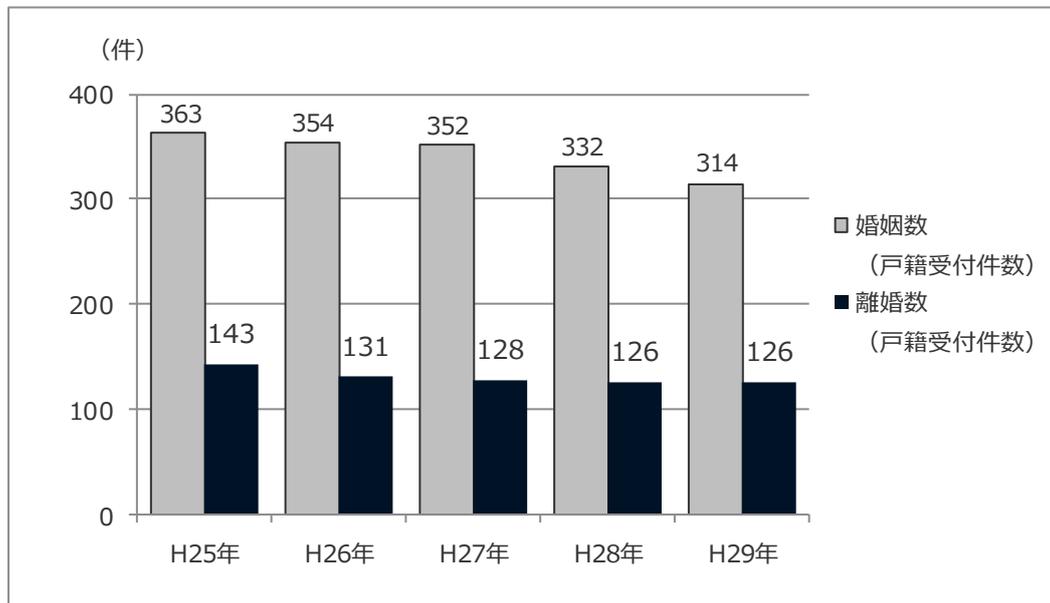


資料：中濃地域の公衆衛生

#### (5) 婚姻の状況

平成25年から平成29年においては、婚姻数は300件台、離婚数は100件台で推移しています。

■婚姻数・離婚数の推移■

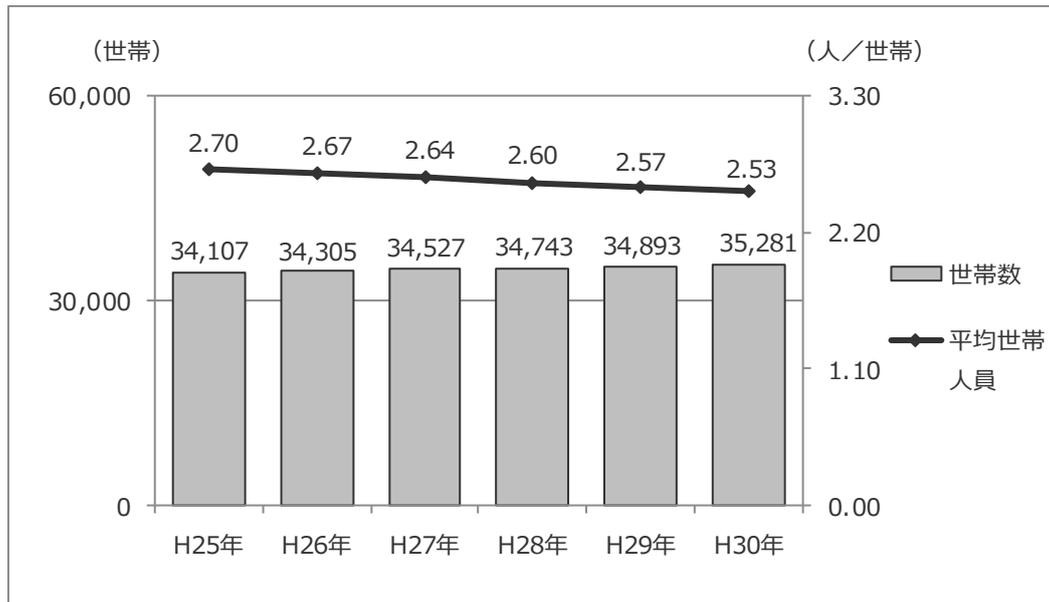


資料：中濃地域の公衆衛生

## (6) 世帯の推移

本市の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は一貫して増加傾向にあるのに対し、平均世帯人員数はわずかながらも減少傾向にあります。

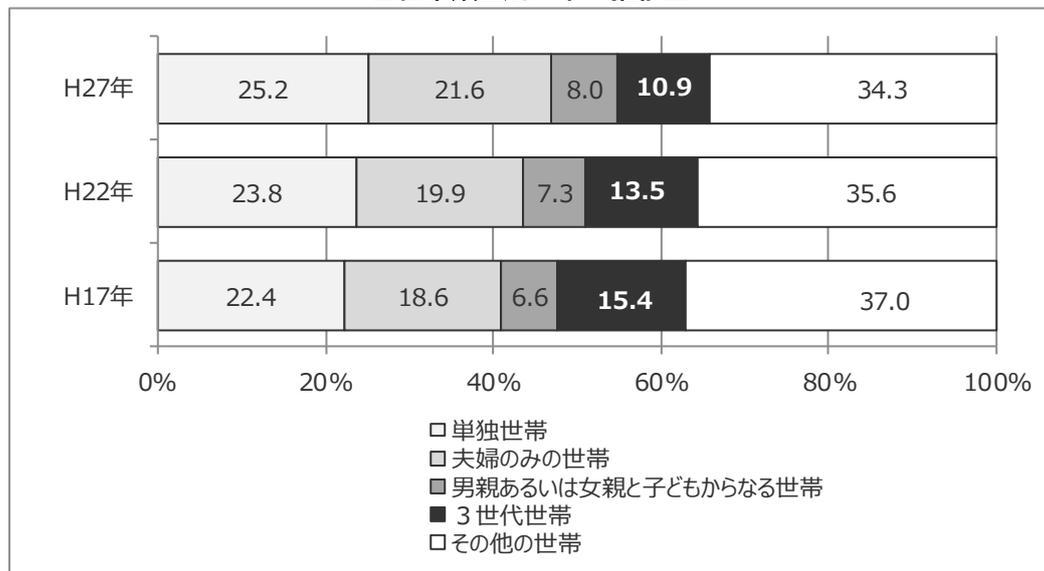
■世帯数と平均世帯人員数の推移■



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

世帯類型別の比率をみると、平成17年から平成27年において単独世帯、夫婦のみの世帯、男親あるいは女親と子どもからなる世帯が増加傾向で推移している一方、3世代世帯が減少傾向であることから、核家族化の進行がうかがえます。

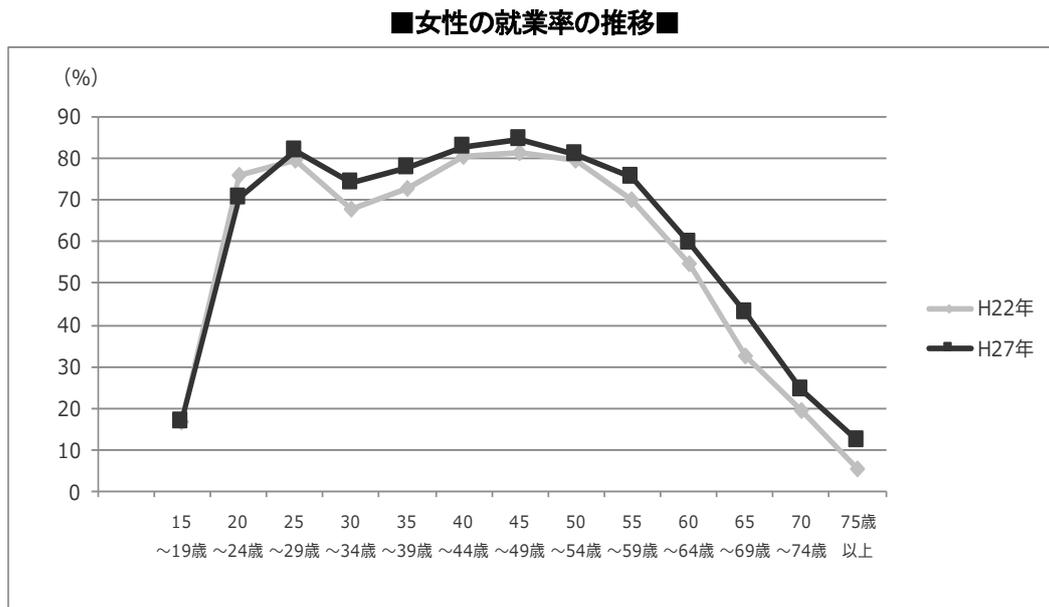
■世帯類型別比率の推移■



資料：国勢調査

(7) 女性の年齢別就業率

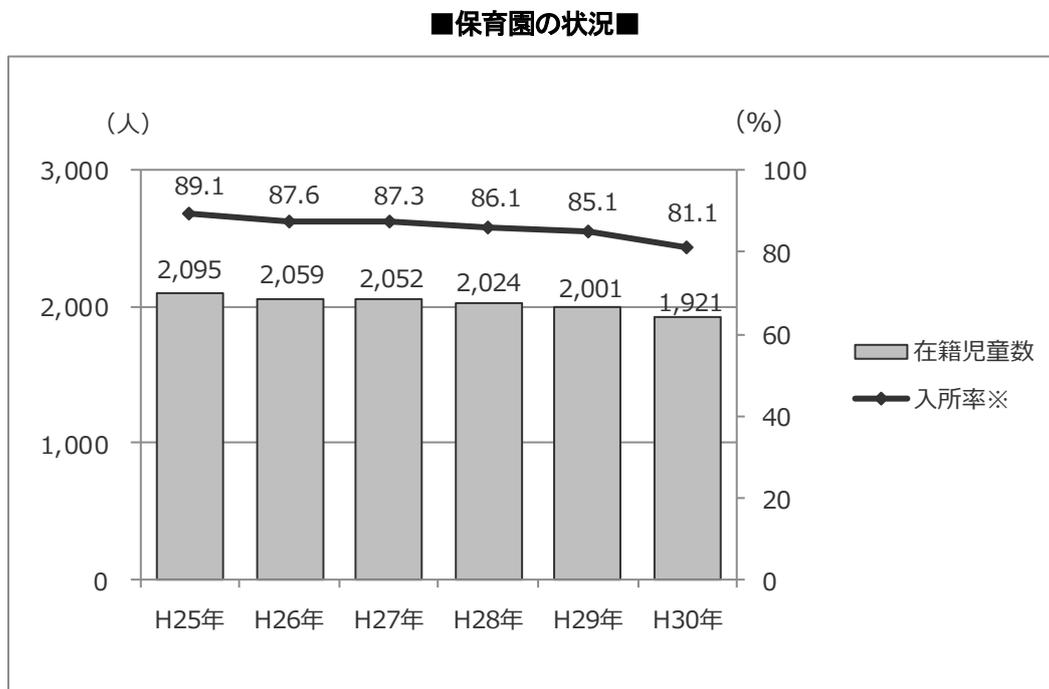
女性の就業率をみると、結婚・出産の時期に退職して、育児が落ち着いた時期に復帰するといったいわゆるM字カーブは緩和していることがうかがえます。



資料：国勢調査

(8) 保育園の状況

本市における保育園の在籍児童数及び入所率は、児童数減少の影響もあり、減少傾向で推移しています

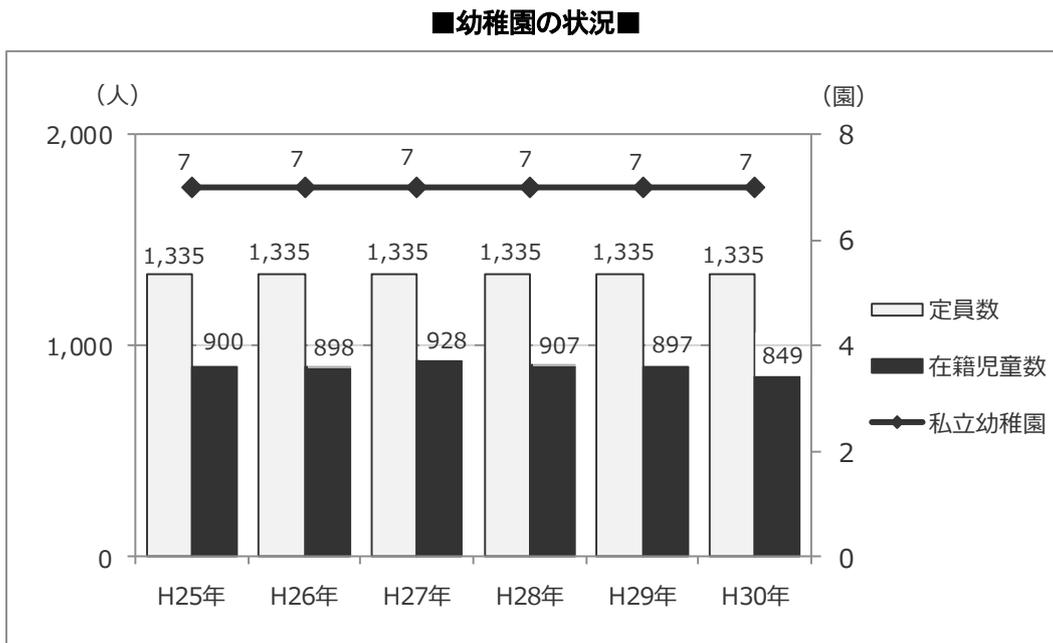


※入所率：施設定員数に占める在籍児童数の割合

資料：関市統計書（各年4月1日現在）

### (9) 幼稚園の状況

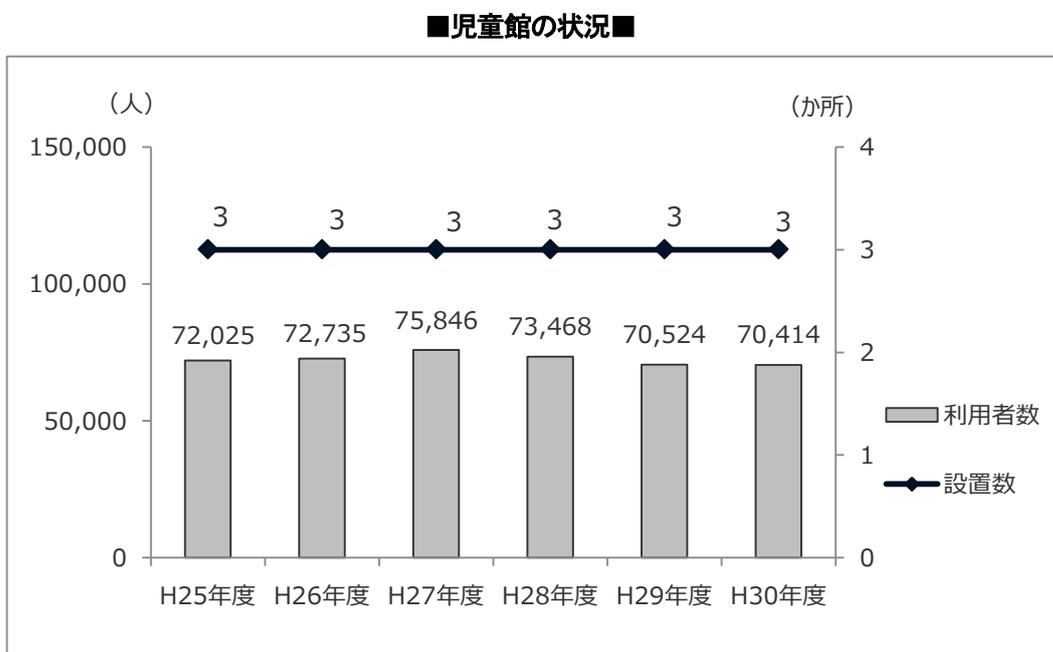
本市における私立幼稚園数は7園、定員数は1,335人を維持していますが、近年の在籍児童数は減少傾向にあります。



資料：関市統計書（各年5月1日現在）

### (10) 児童館の状況

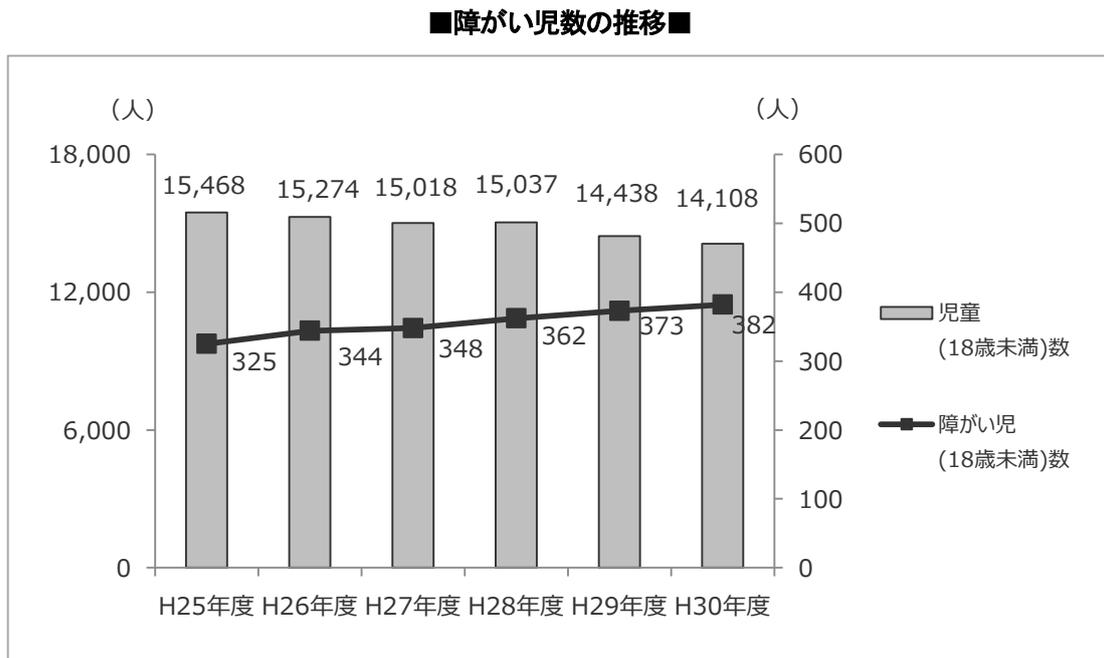
本市においては、児童館を3か所設置しており、利用者数が増加した年度もありますが、近年においては減少傾向にあり、7万人程度が利用している状況です。



資料：子ども家庭課

### (11) 障がい児数の推移

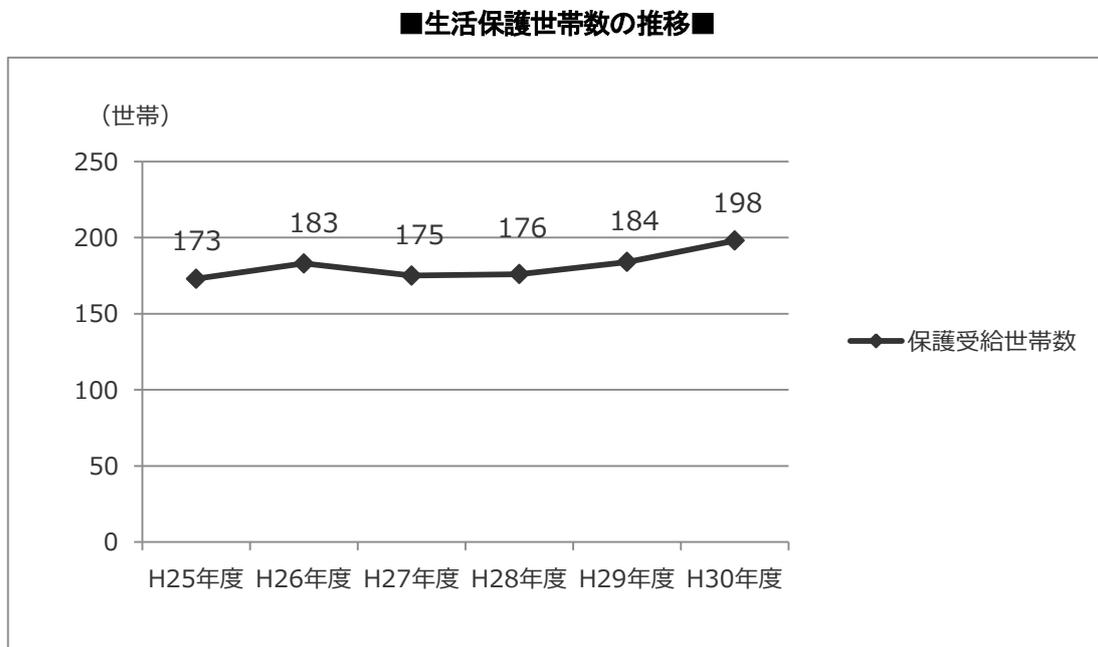
本市における障がい児数は、児童数が減少するなか、増加傾向で推移しています。



資料：福祉政策課

### (12) 生活保護世帯数の推移

本市における保護受給世帯数は、一時減少した時期もありますが、近年は増加傾向で推移しており、およそ200世帯にのぼります。

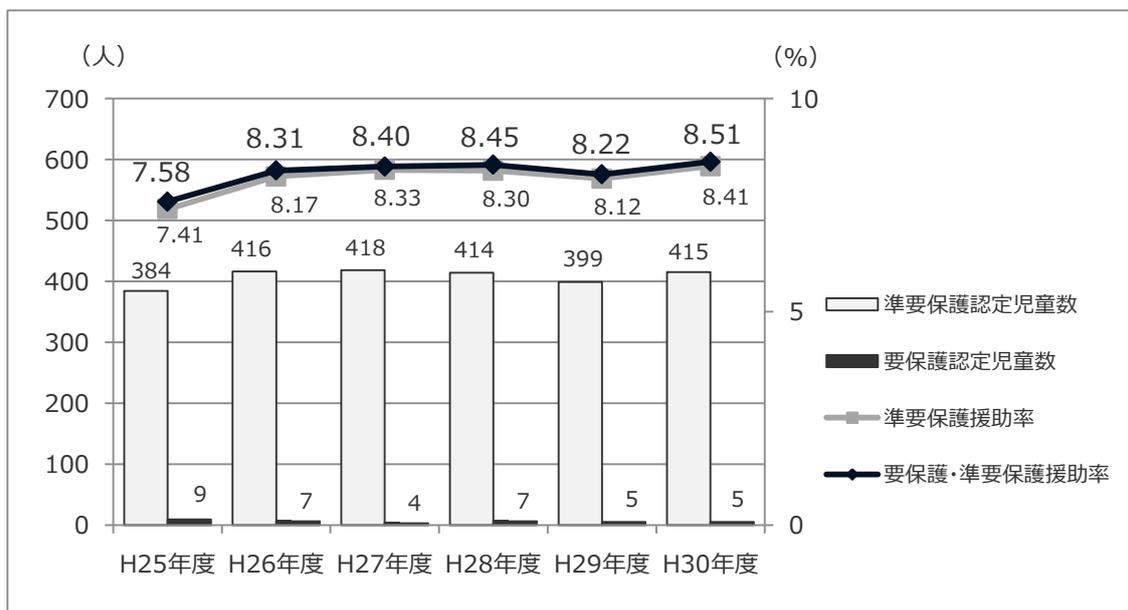


資料：関市統計書（各年度3月31日現在）

### (13) 就学援助の状況

本市における就学援助の状況（小学生）についてみると、要保護認定児童数、準要保護認定児童数ともに増加と減少を繰り返しています。要保護・準要保護援助率は平成29年度、準要保護援助率は平成28年度に低下しましたが、平成30年度に上昇に転じています。

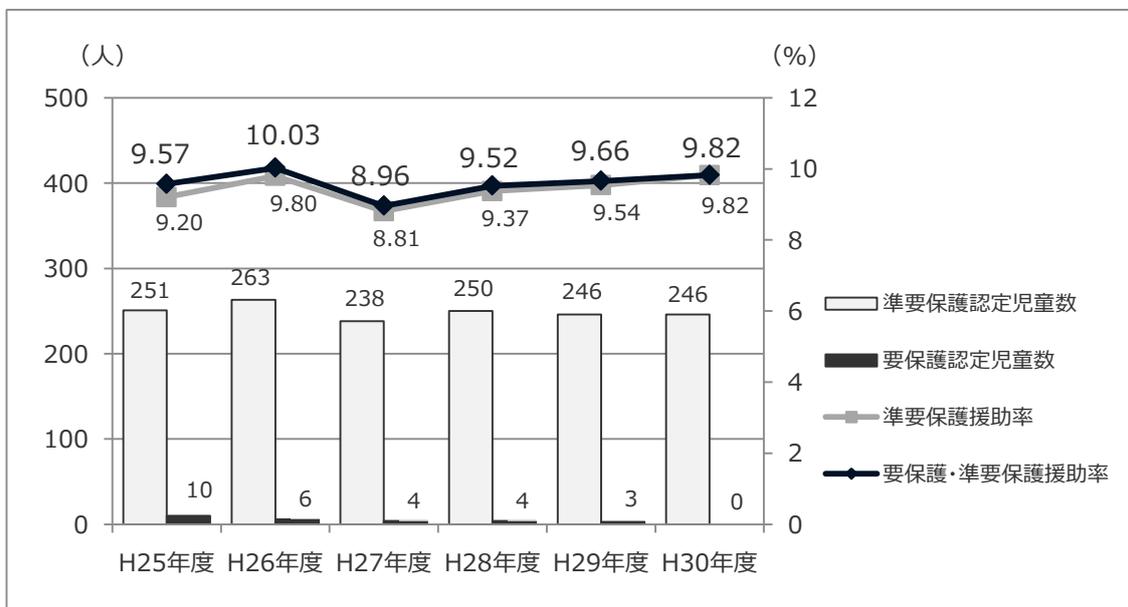
■要保護・準要保護援助者数・援助率の推移（小学生）■



資料：学校教育課

本市における就学援助の状況（中学生）についてみると、要保護認定児童数は減少傾向、準要保護認定児童数は概ね現状維持の状況にあります。要保護・準要保護援助率、準要保護援助率ともに近年において上昇傾向にあります。

■要保護・準要保護援助者数・援助率の推移（中学生）■



資料：学校教育課

### (14) 子ども食堂・学習支援の状況

本市においては、平成29年度より子ども食堂を3か所において実施、平成30年度より学習支援を1か所において実施しています。

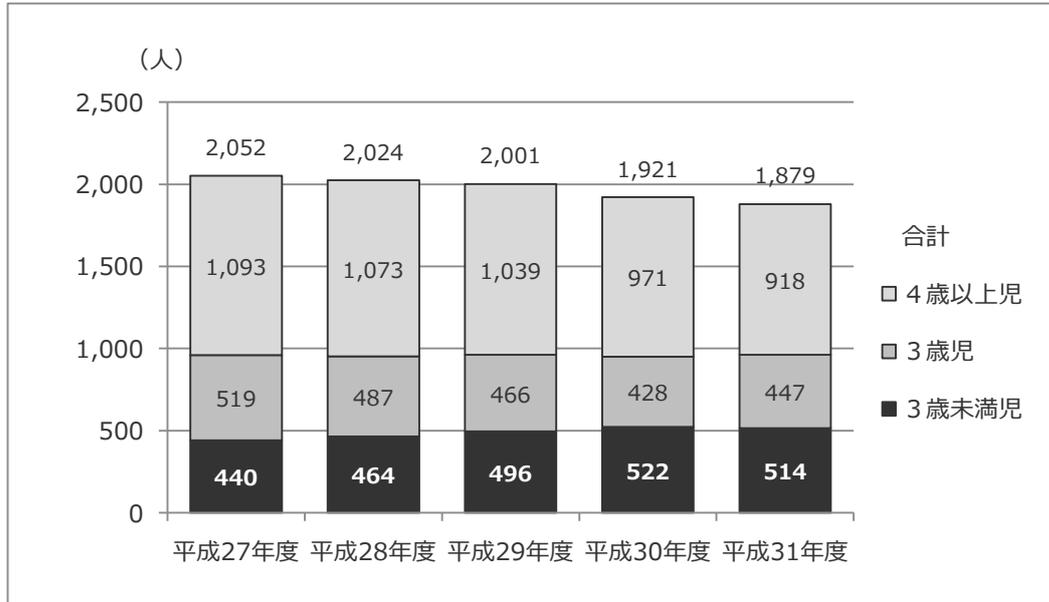
## 2. 子育て支援サービスの状況

### (1) 保育園・幼稚園等の状況

保育園等入園児童数は、平成27年度から平成31年度にかけて、全体数は減少傾向にあります。詳細にみると、4歳以上児は一貫して減少傾向にある一方、3歳未満児、3歳児は増加している年度もあります。

幼稚園入園児童数も全体数では減少傾向にあり、特に3歳児の減少率が高くなっています。

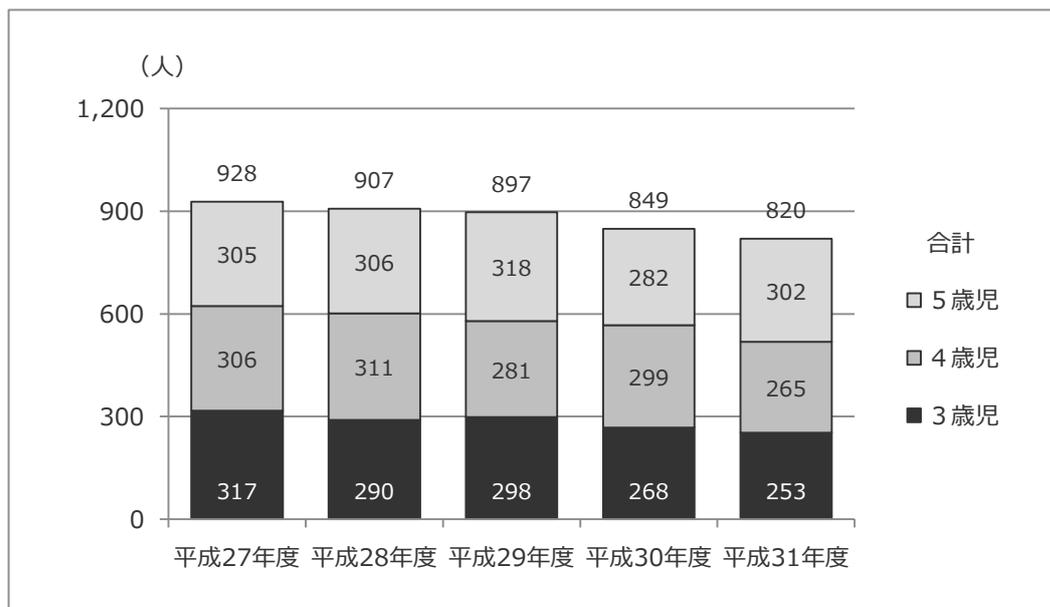
■保育園等入園児童数の推移■



※3歳未満児の平成30年度に2人、平成31年度に16人の小規模保育所入所者を含む

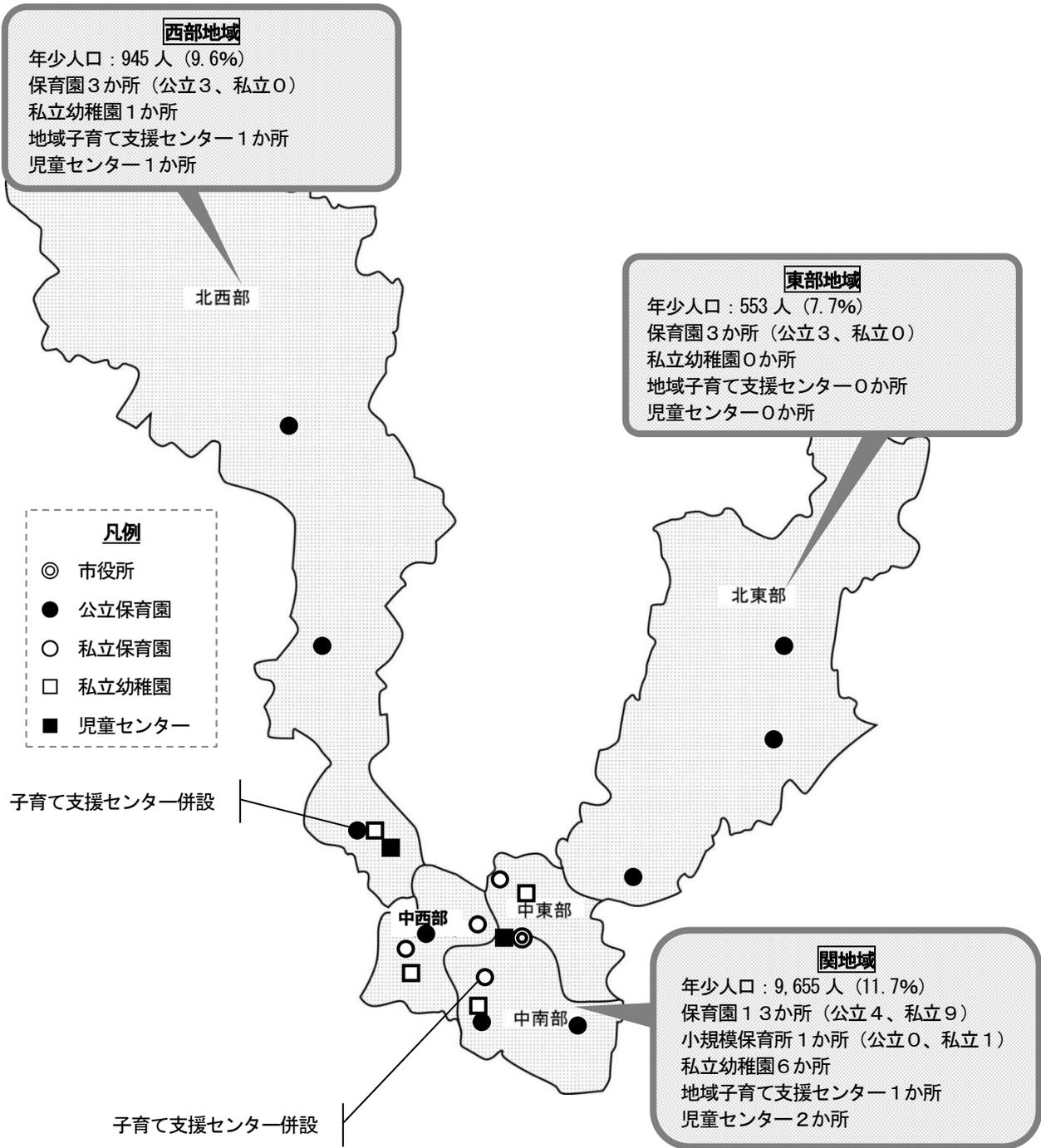
資料：子ども家庭課（各年4月1日現在）

■幼稚園入園児童数の推移■



資料：教育総務課（各年5月1日現在）

(2) 地区別の子育て支援サービスの状況



資料：子ども家庭課 (平成31年4月1日現在)

## ◆保育園等の状況

平成31年4月1日確定数

関地域		西部地域		東部地域	
保育園	在籍割合 (%)	保育園	在籍割合 (%)	保育園	在籍割合 (%)
全体	86.5	全体	60.7	全体	45.4
西部保育園	96.5	洞戸保育園	70.0	富野保育園	53.8
小金田保育園	78.0	板取めばえ保育園	20.0	武儀やまゆり保育園	51.0
瀬尻保育園	81.7	むげがわ保育園	68.2	上之保保育園	25.0
富岡保育園	87.9				
関保育園	80.8				
中濃保育園	87.1				
童心保育園	94.0				
下有知保育園	92.1				
田原保育園	79.3				
南ヶ丘保育園	47.5				
安桜保育園	98.9				
松溪保育園	100.0				
倉知保育園	93.9				
中濃キッズ	84.2				

### (3) 各サービスの利用状況

#### ①延長保育事業

延長保育事業の利用実績は、ほぼ横ばいの状況で推移しています。

##### ◆延長保育利用実績の推移（利用者数）

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	138	141	135	130

資料：子ども家庭課

#### ②放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）

留守家庭児童教室の利用実績は、一部において増減の著しい小学校区がありますが、全体的に増加と減少を繰り返して推移しています。

##### ◆利用実績（在籍児童数）の推移

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数	712	708	702	721	678
安桜小学校	55	62	62	57	51
旭ヶ丘小学校	39	41	53	41	39
桜ヶ丘小学校	75	70	72	91	81
瀬尻小学校	86	77	67	76	79
富岡小学校	88	99	100	90	79
田原小学校	73	63	41	46	37
下有知小学校	41	48	59	56	59
金竜小学校	86	80	81	93	79
南ヶ丘小学校	12	14	14	13	10
倉知小学校	64	53	58	57	66
富野小学校	11	12	9	9	12
洞戸小学校	7	7	9	11	14
博愛小学校	18	21	20	25	26
武芸小学校	11	20	12	13	10
板取小学校	7	5	7	6	4
武儀西小学校	9	13	15	14	15
武儀東小学校	21	17	17	17	13
上之保小学校	9	6	6	6	4

資料：教育総務課

### ③子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績は、年度によりばらつきがあり、利用実績が著しく少ない年度もあるものの、平成30年度には43人の利用がみられます。

#### ◆利用実績の推移

単位（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	65	8	39	43

資料：子ども家庭課

### ④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の利用実績は、年度によりばらつきがあり、もっとも利用の多かった平成30年度には8,848人の利用がみられます。

#### ◆利用実績の推移

単位（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	6,724	5,373	5,218	8,848
地域子育て支援センター ははこぐさ	5,376	4,503	4,585	6,340
むげがわ保育園 子育て支援センター	1,348	870	633	2,508

資料：子ども家庭課

### ⑤一時預かり事業

幼稚園の預かり保育の利用実績は、増減しているものの、平成27年度と平成30年度を比較すると増加しています。

一時保育の利用実績は、平成29年度以降において減少傾向で推移しています。

#### ◆幼稚園の預かり保育

単位（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	30,358	30,178	28,685	31,948

資料：子ども家庭課

#### ◆一時保育利用実績の推移

単位（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	4,363	4,551	3,812	3,032

資料：子ども家庭課

### ⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の利用実績は、年々減少しており、平成30年度には217人の利用となっています。

#### ◆病児・病後児保育

単位（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	378	374	321	217

資料：子ども家庭課

## ⑦ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業の利用実績は、増減を繰り返して推移しています。

### ◆ファミリー・サポート・センター利用実績の推移

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
会員数	依頼会員	642	703	721	712
	援助会員	121	93	91	85
	両会員	19	11	9	9
活動件数		1,606	1,601	2,120	1,306

資料：子ども家庭課

## ⑧妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業の利用実績は、出生数の減少に伴い減少しています。

### ◆妊婦健康診査実績の推移

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦健康診査券利用実数	9,513	7,832	7,074	6,428
対象者数	698	597	631	614

資料：市民健康課

## ⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施率は100%、あるいはほぼ100%に近い値で推移しています。

### ◆乳児家庭全戸訪問事業利用実績の推移

単位（人・%）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	627	612	564	535
訪問者数	625	610	563	535
実施率	99.7	99.7	99.8	100.0

資料：市民健康課

## ⑩養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の実施率は、平成30年度で100%となっています。

### ◆養育支援訪問事業利用実績の推移

単位（延人・%）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	173	159	123	68
訪問者数	173	159	123	68
実施率	100	100	100	100

資料：市民健康課

## ⑪利用者支援事業

利用者支援事業の提供体制は、平成29年度以降において1か所となっています。

### ◆利用者支援事業提供体制の推移

単位（か所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置か所数	0	0	1	1

資料：子ども家庭課

## 3. アンケート結果からみる子ども・子育ての現状

### 【調査の概要】

本調査は、「関市子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6年度）策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施したものです。

### ◆調査対象及び調査方法

項目	未就学児童	小学生
調査対象	未就学児を持つ保護者	小学生を持つ保護者
配布数	2,000	2,000
抽出法	下記の調整を行った上、無作為抽出 （1）地域として人数が少ない富野・洞戸・板取・武儀・上之保は対象者すべてに発送する。 （2）同じアンケートが同一世帯に届かないように、兄弟姉妹の調整を行う。 （3）未就学児用アンケートと小学生用アンケートの両方が届く世帯に対しての調整は行わない。	
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	平成30年11月下旬	平成30年11月下旬
調査地域	関市全域	関市全域

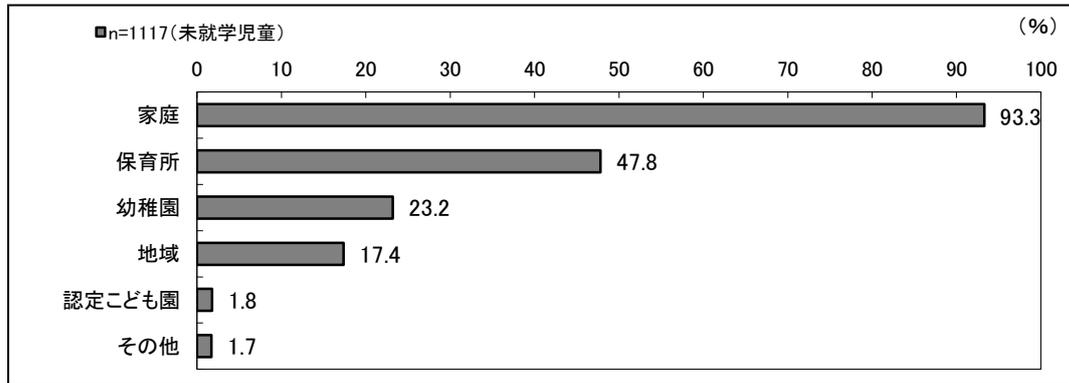
### ◆配布数及び回収結果

配布数	2,000	2,000
有効回収数	1,117	1,086
有効回収率	55.9%	54.3%

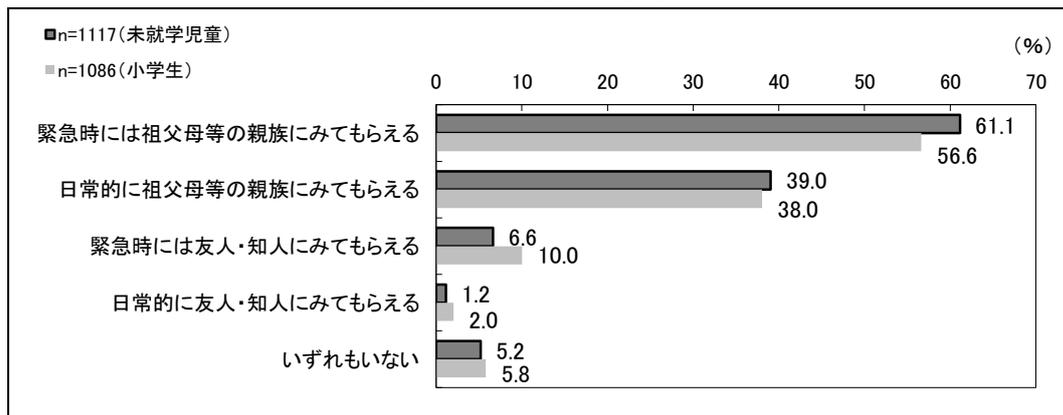
(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

子育て（教育を含む）にもっとも影響すると思われる環境については、「家庭」が9割強を占め、子育てに与える家庭の影響が大きいと認識されていることがうかがえます。また、日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割強、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が4割弱を占め、子育てを支援してくれる親族が身近に存在しています。さらに、子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無についても9割強が「いる」と回答しており、本市における子育て負担・不安の軽減に資する環境は良好であることがうかがえます。

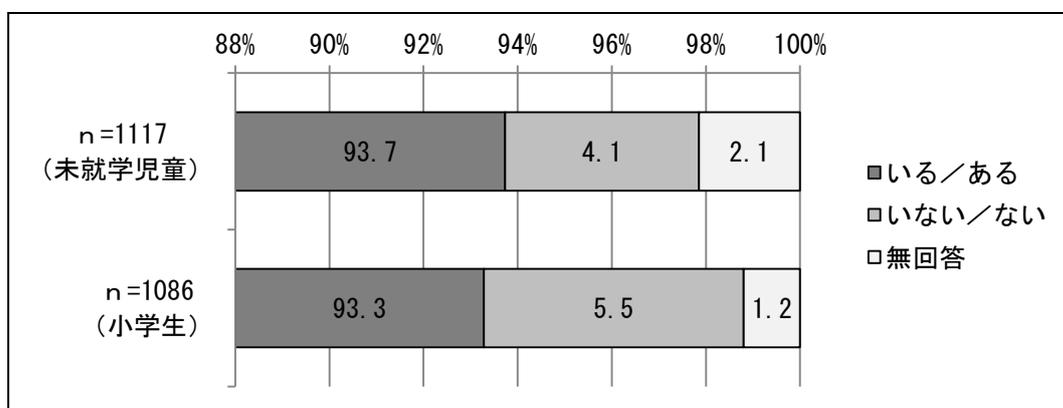
■子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境■



■日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無■



■子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無■

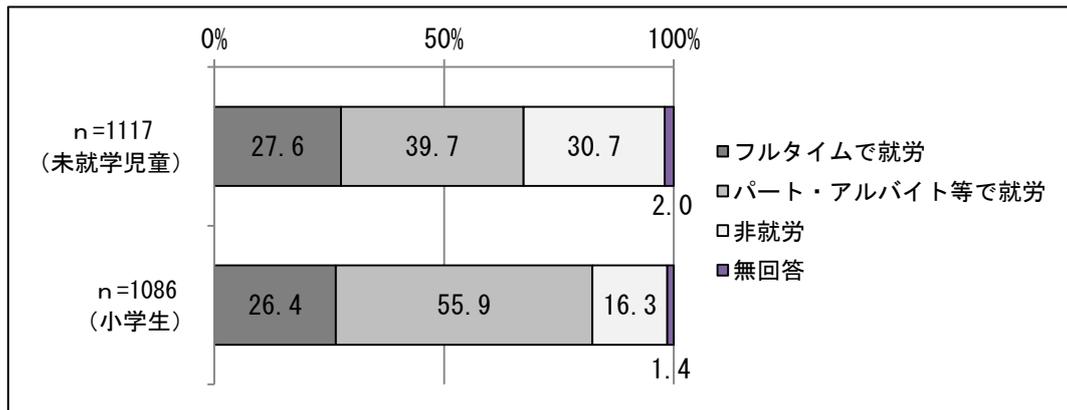


## (2) 保護者の就労状況について

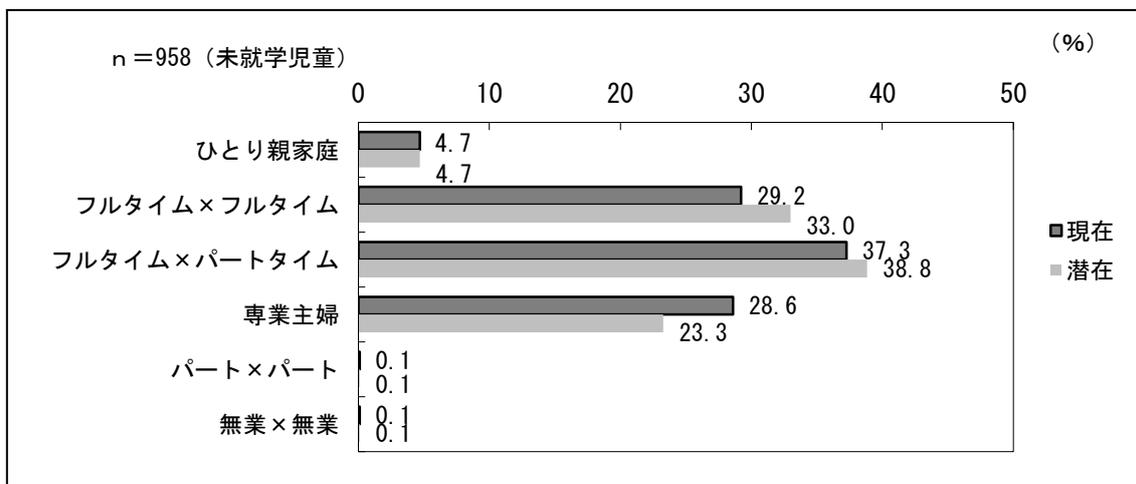
保護者の現在の就労状況については、未就学児童では「非就労」が約3割であるのに対し、小学生では2割弱にまで減り、子どもの成長に伴い、就労率が上昇していることがうかがえます。また、母親・父親の就労状況や今後の就労意向等から、現在の家庭類型、潜在的な家庭類型を算出すると、「専業主婦（夫）」は減少し、「フルタイム×フルタイムの家庭」が増加することが見込まれます。

仕事と子育てを両立する上で大変だと考えられることについては、未就学児童、小学生ともに「自分の代わりに世話をしてくれる人がいない」が他を引き離して第1位となっており、子育てをひとりで抱え込むことのないような環境づくりが必要といえます。

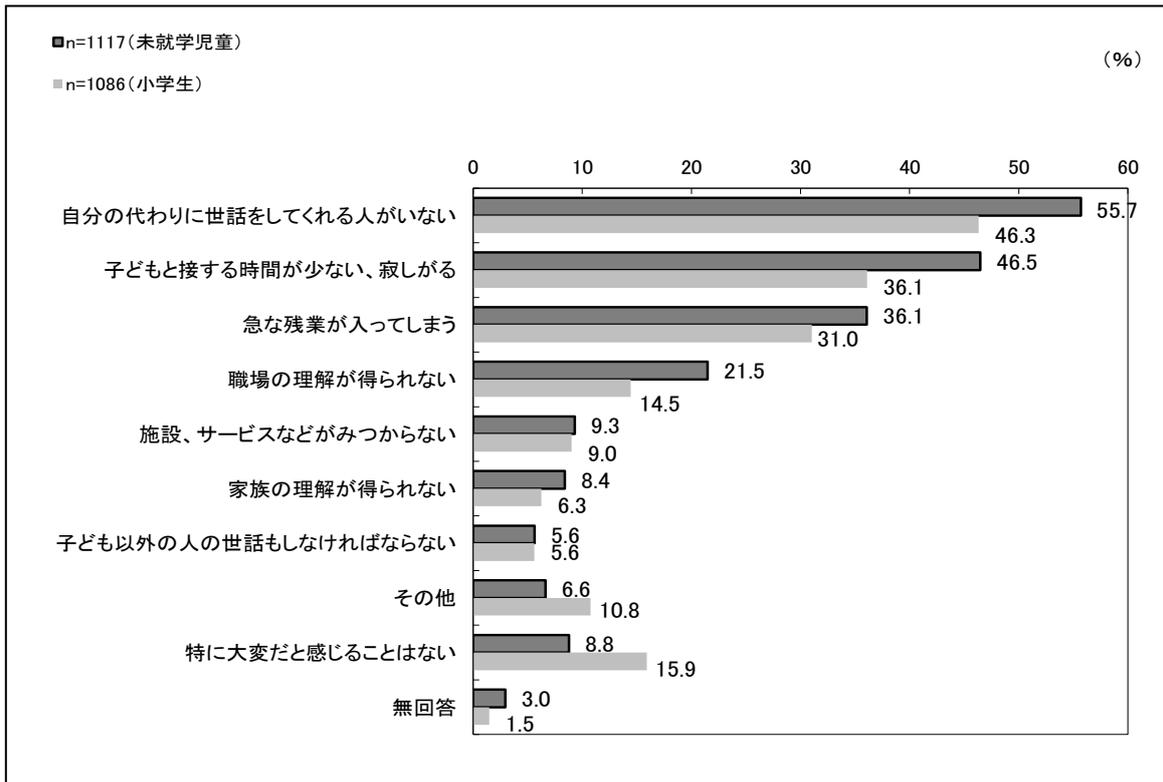
■母親の就労状況■



■現在の家庭類型と潜在的な家庭類型■



### ■仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること■

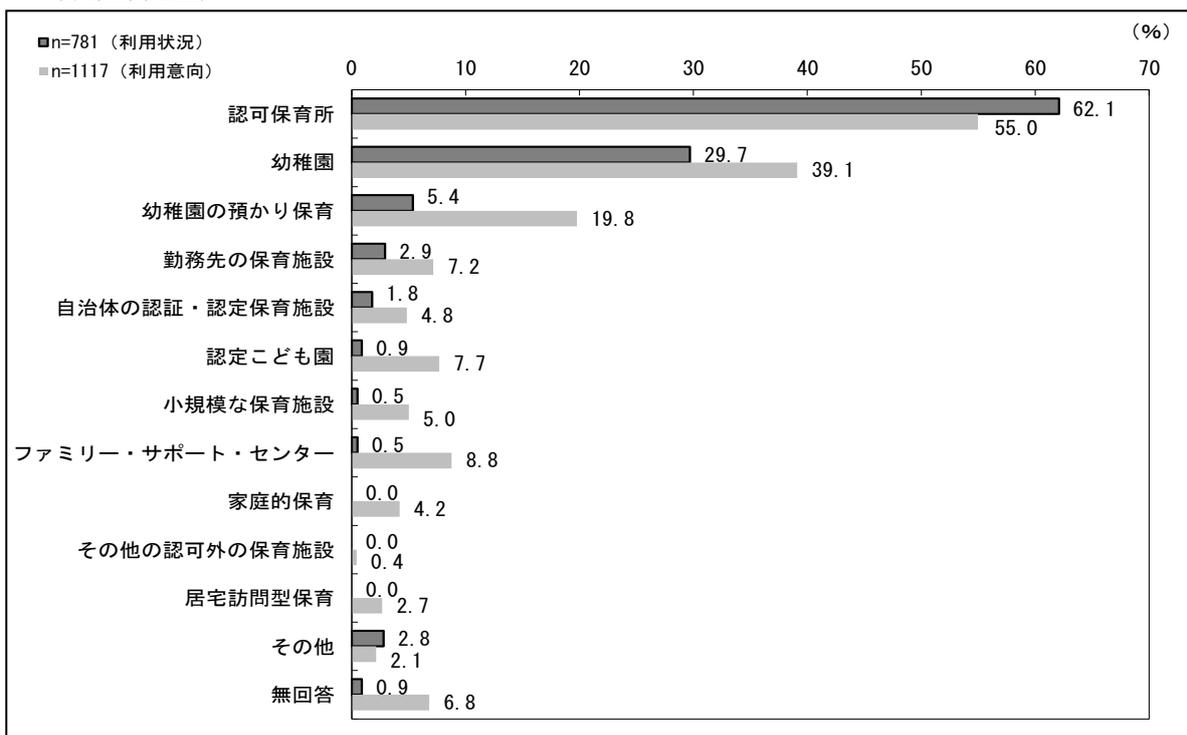


### (3) 幼稚園や保育園等の利用状況・利用意向について

平日に定期的に利用している施設やサービスについては、「認可保育所」が大部分を占め、次いで、「幼稚園」が続きます。利用意向も同様の傾向ですが、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」の割合が、利用しているサービスを大きく上回っており、これらの利用意向を踏まえた環境づくりが必要です。

### ■幼稚園や保育園等の利用状況・利用意向について■

(未就学児童)

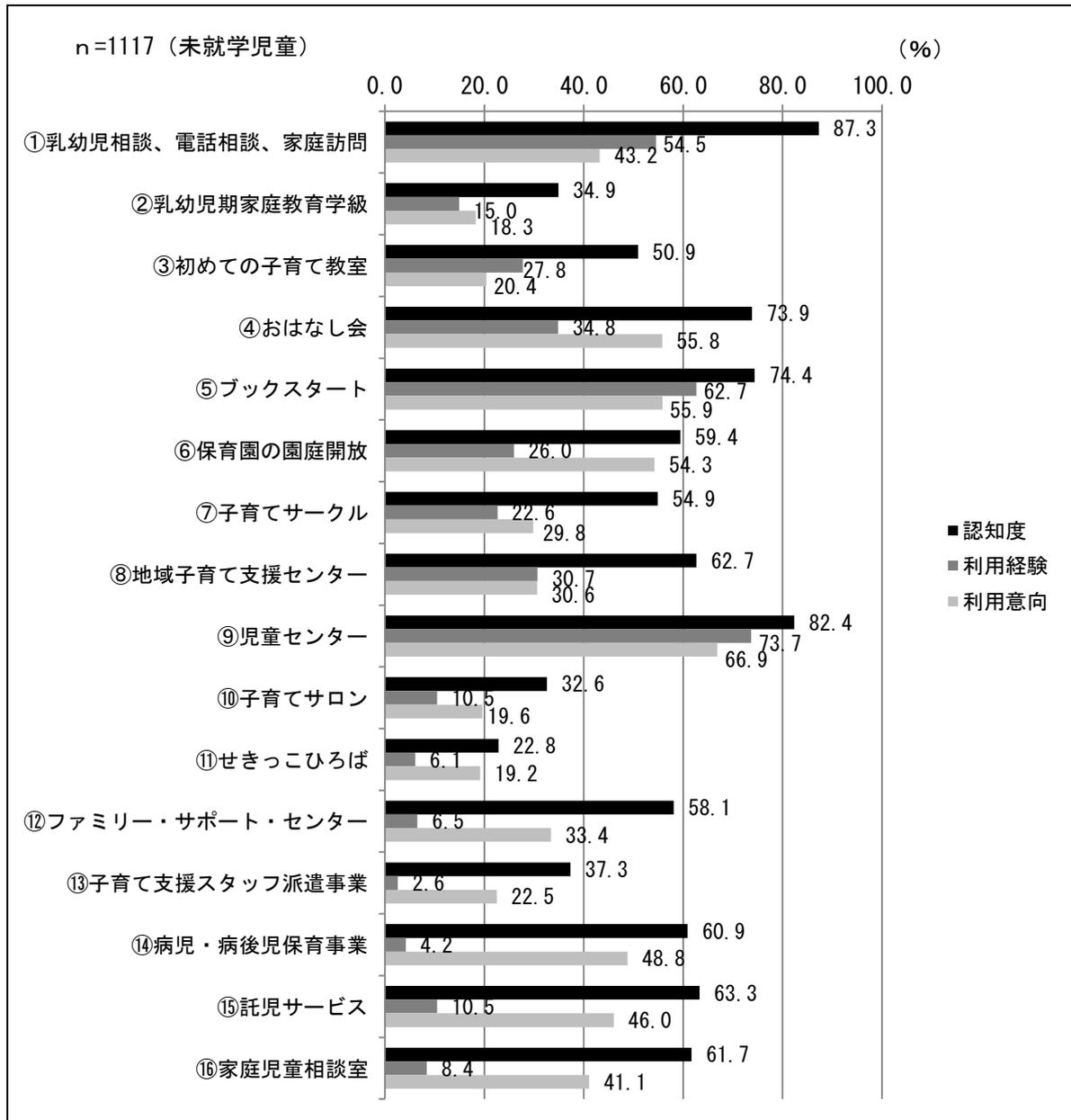


#### (4) 地域の子育て支援事業について

地域の子育て支援事業についてみると、「ブックスタート」、「児童センター」の認知度、利用経験、利用意向はそれぞれ5割を超え、住民に浸透していることがうかがえます。

一方、「子育てサロン」や「せきっこひろば」など認知度が2～3割程度の事業もあり、これらの事業を中心に、さらなる認知度の向上に向けた取り組みが必要です。

■地域の子育て支援事業について■

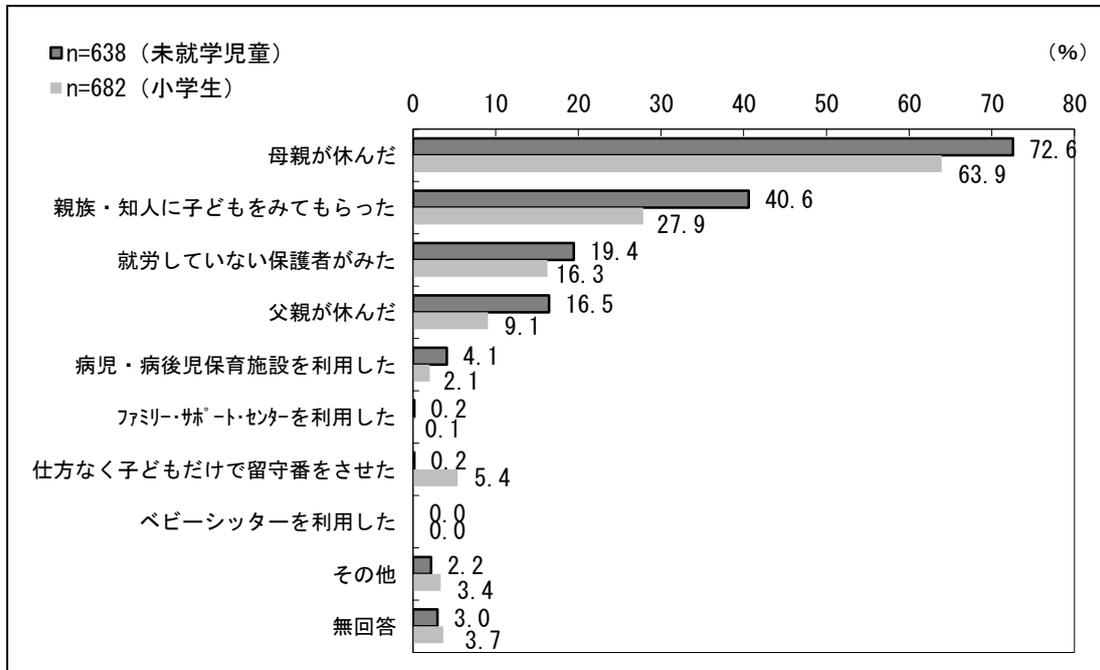


(5) 病気の際の対応について

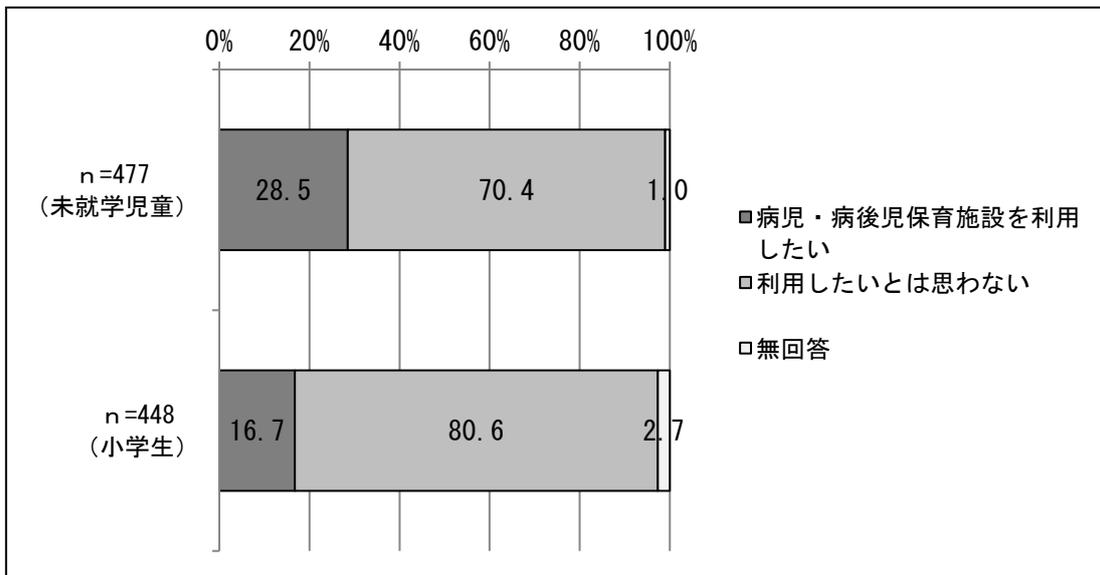
子どもが病気やケガで幼稚園や保育園等が利用できなかつたり、小学校を休んだ場合の対処方法については、未就学児童、小学生ともに「母親が休んだ」が他を引き離して第1位となっており、非常時には母親に頼らざるを得ない状況であることがうかがえます。

また、病児・病後児保育施設等の利用意向については未就学児童で3割弱、小学生で2割弱となっており、実態の利用状況を踏まえながら、病児・病後児への対応の充実を図る必要があります。

■病気の際の対処方法について■



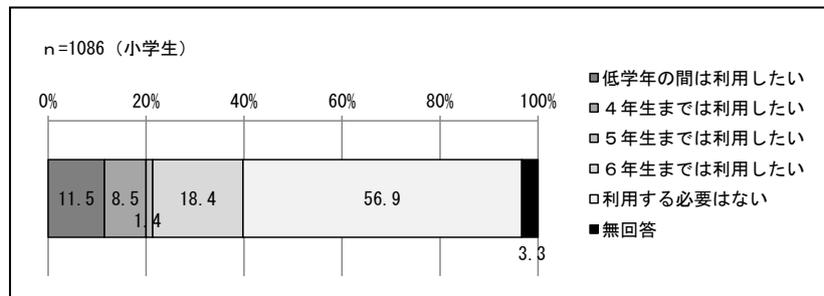
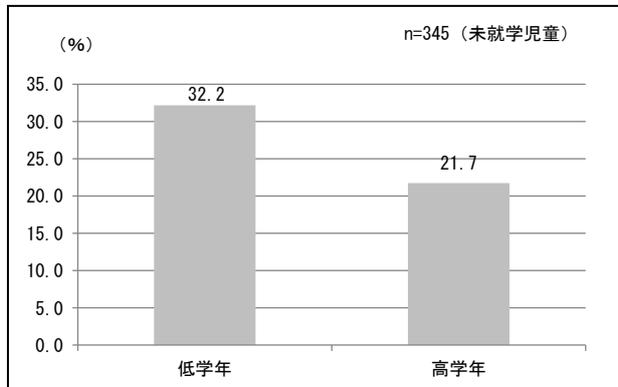
■病児・病後児保育施設等の利用意向（父親または母親が休んで対応した人）■



## (6) 子どもの放課後の過ごし方について

未就学児童の留守家庭児童教室の利用意向についてみると、低学年時で3割強、高学年時で2割強となっています。また、小学生では「6年生までは利用したい」が2割弱にのぼり、高学年の利用意向を踏まえた整備が必要です。

■留守家庭児童教室の利用意向■

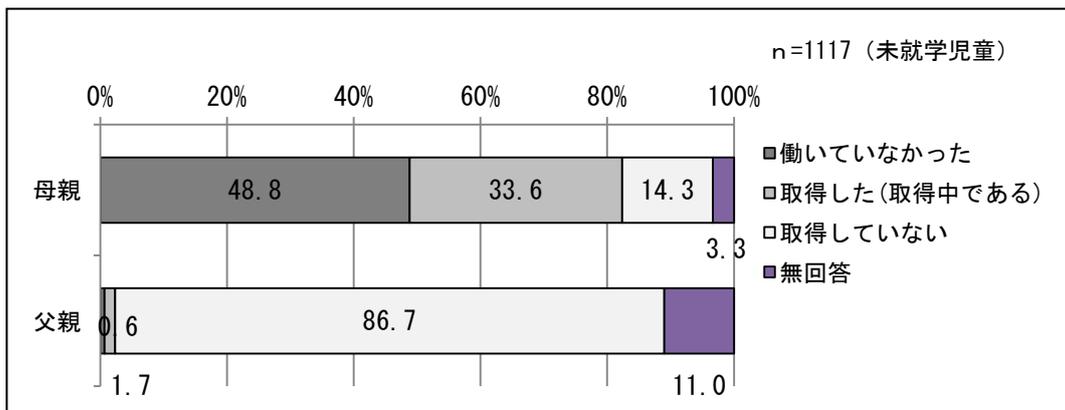


## (7) 育児休業の取得状況について

育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」が母親では3割強であるのに対し、父親では1.7%と、大きく差が出ています。ただし、母親については、前回の調査より10ポイント程度上昇しており、育児休業の取得は進んでいることがうかがえます。

取得していない理由についてみると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」、父親では「制度を利用する必要がなかった」がそれぞれ第1位となっています。

■育児休業の取得状況■



■取得していない理由（取得していない人）■

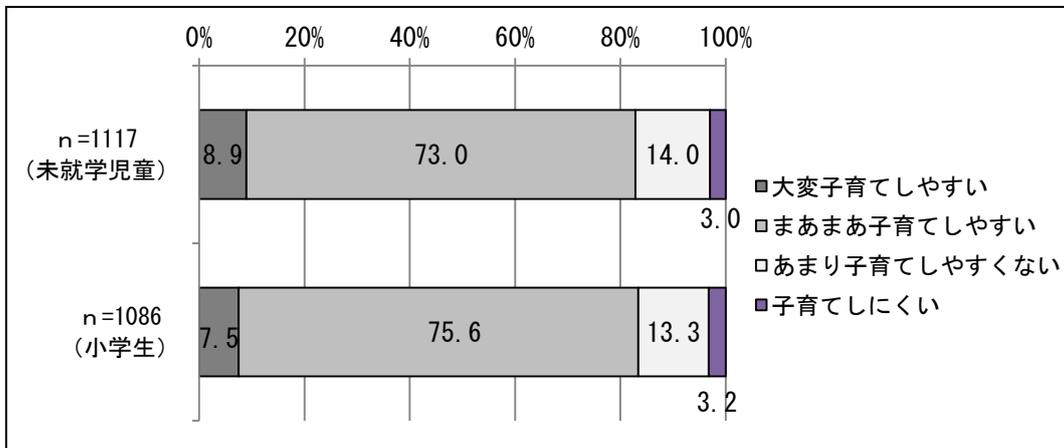
	未就学児童 母親（n=160）		就学前児童 父親（n=968）	
第1位	子育てや家事に専念するため退職した	48.1%	制度を利用する必要がなかった	38.5%
第2位	職場に育児休業の制度がなかった	22.5%	仕事が忙しかった	37.3%
第3位	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	12.5%	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	32.0%

(8) 子育て全般について

関市は子育てしやすいまちだと思うかについては、“子育てしやすい”が未就学児童、小学生児童ともに8割強、一方、“子育てしにくい”が未就学児童、小学生児童ともに2割弱となっています。

子育てしにくいと感じる理由は、未就学児童、小学生児童ともに「子どもが安心して遊べる場所が不足している」が第1位となっており、子どもが安心して遊べる場の充実が課題といえます。

■関市は子育てしやすいまちだと思うか■



■子育てしにくい理由（子育てしにくいと回答した人）■

	未就学児童（n=189）		小学生児童（n=179）	
第1位	子どもが安心して遊べる場所が不足している	43.9%	子どもが安心して遊べる場所が不足している	54.2%
第2位	助成制度など経済的支援が不十分	40.2%	道路や鉄道など交通網の利便性が悪い	38.0%
第3位	子育てしながら働く場などが不足している	37.6%	子育て支援などの制度が不十分	35.2%

## 4. (第1期) 関市子ども・子育て支援事業計画の評価

「関市子ども・子育て支援事業計画」では、国が定める必須事業のほか、6つの基本目標を達成するために、86の事業を掲げました。評価は下記のとおりです。

### (1) 教育・保育事業

保育・教育事業の量の見込みと確保の内容については、保育・教育ともに利用実績を上回る確保ができており、必要量を十分に確保できている状況です。

#### ◆確保の内容と利用実績

##### 【保育】

単位(人)

全市	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	2号		3号		合計	2号		3号		合計	2号		3号		合計	2号		3号		合計
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	0歳		1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳		3-5歳	0歳	1-2歳		
確保の内容	1,645	124	581	2,350	1,634	127	589	2,350	1,644	122	584	2,350	1,649	125	595	2,369	1,649	125	595	2,369
利用実績	1,612	9	431	2,052	1,560	24	440	2,024	1,505	23	473	2,001	1,399	21	501	1,921	1,365	23	491	1,879

##### 【教育】

単位(人)

全市	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計									
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳										
確保の内容	1,435	160	1,595	1,435	160	1,595	1,435	160	1,595	1,435	160	1,595	1,445	160	1,605
利用実績	928		928	907		907	897		897	849		849	820		820

保育については確保の内容の8割程度の利用となっている一方、教育については、確保の内容の5割程度となっており、利用実績を踏まえた確保の内容の検討が必要です。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業について、5段階で評価を行いました。

掲げた11事業のうち10事業は達成されており、唯一C評価である「養育支援訪問事業」については、養育支援事業の内容の見直し、訪問対象の見直しが必要となっています。

#### ◆評価結果

事業名	事業の概要	現行計画の評価・現在抱えている課題	評価	点数
1 延長保育事業	(事業内容) 通常の保育時間を超える預かりを行う必要がある場合に、時間を延長して保育を実施します。 (提供区域) 全市 (施設か所数) 全市…10か所		A	100

事業名	事業の概要	現行計画の評価・現在抱えている課題	評価	点数
2 留守家庭児童教室	<p>(事業内容)            昼間保護者等のいない留守家庭児童の健全育成のため、空き教室等を利用した留守家庭児童教室を設置し、児童の生活指導を行います。</p> <p>(提供区域)            小学校区別</p> <p>(施設か所数)            全市…18か所</p>	<p>全教室4年生まで受け入れ体制が確保でき、利用教室が少ない教室については、高学年の受け入れも行っています。平成30年度から利用時間を19時まで延長しています。課題としては、高学年の夏休み等長期休暇の利用ニーズはあられると思われるが、利用人数に限りがあり、各教室の部屋の確保が難しく、また利用時間の拡大により、留守家庭児童教室の指導員確保が難しくなっている状況です。</p>	A	100
3 子育て短期支援事業	<p>(事業内容)            保護者の病気や就労により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う一時預かりを実施します。</p> <p>(提供区域)            全市</p> <p>(施設か所数)            全市…2か所            市外…2か所</p>	<p>需要に対する対応はできており、今後も継続して一時的に養育が困難となった家庭に対する支援をしていきます。</p>	A	100
4 地域子育て支援拠点事業	<p>(事業内容)            親子の孤立化を防ぎ、地域との関わり合いのなかで子育てができるよう、倉知保育園内の「ははこぐさ」、むげがわ保育園内の「むげがわ子育て支援センター」において、育児不安等について相談指導、育児サークルへの支援、地域の保育資源の提供等を行います。</p> <p>(提供区域)            全市</p> <p>(施設か所数)            全市…2か所</p>	<p>地域子育て支援拠点としては市内で2か所のみ提供体制となっており、身近で気軽に訪れるものとはなっていないことから、もっと身近な場所で親子が集える場所の提供が課題です。</p>	A	100
5 一時預かり事業	<p>(事業内容)            【幼稚園】…正規の教育時間を超えて園児を夕方まで預かります。            【その他】…育児疲れの解消や勤務形態の多様化による一時的な保育需要に対応します。</p> <p>(提供区域)            全市 (施設か所数)            【幼稚園】 全市…7か所            【その他】 全市…17か所</p>	<p>幼稚園では、希望するすべての方に対応ができています。その他については、全体としては需要に対する供給体制は確保できていますが、保育園の一時預かり(一時保育)に関しては、日によって一部希望する園での利用ができない場合があります。</p>	A	100

事業名	事業の概要	現行計画の評価・現在抱えている課題	評価	点数
6 病児・病後児保育事業	<p>(事業内容) 病氣中、あるいは病氣の回復期で集団保育が困難な子どもについて、医療機関に付設された専用施設において保育を行います。</p> <p>(提供区域) 全市</p> <p>(施設か所数) 全市…2か所</p>	<p>確保の内容に対して利用実績が少ないですが、病氣の流行期には定員一杯となることもあり、現在の定員で適正なものと考えられます。</p> <p>近隣の市町村が実施している病児保育事業についても、9市町と相互利用に関する協定を結び、利用しやすい環境を整えています。</p>	A	100
7 ファミリー・サポート・センター事業	<p>(事業内容) 育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行います。</p> <p>(提供区域) 全市</p> <p>(施設か所数) 全市…1か所</p>	<p>学校が長期間休みの際に利用が多く、依頼会員と支援会員のマッチングに苦労しています。</p>	A	100
8 妊婦健康診査事業	<p>(事業内容) 妊婦と胎児の異常の早期発見、適正な保健指導につなげるため、母子の健康状態を定期的に確認します。</p>	<p>妊娠届出数の減少により確保の内容と実績数に差が出ました。</p> <p>過去の受診状況から関市全体の妊婦の健康課題を捉え、母子健康手帳交付の際に健康教育と保健指導を実施しています。妊婦健診の結果から個別に妊娠期の健康支援ができると良いです。</p> <p>妊娠期の母体の健康管理からも適切な時期に受診ができるよう、妊娠12週未満の早期届出を推奨しています。しかし、妊娠20週以降や未届・未受診で出産に至ることがあるなど課題があります。</p>	A	100
9 乳児家庭全戸訪問事業	<p>(事業内容) 母子の心身の健康の推進と子育て家庭の不安や悩みの軽減を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師、助産師が訪問します。</p>	<p>出生数の減少により乳児訪問対象者が減少し、確保の内容と実績に差が出ました。乳幼児全戸訪問事業については、保健師・助産師の専門職が行い、ほぼ100%の実施できています。訪問未実施者の状況把握はできており、里帰りの長期化や児の入院等の理由です。9割が生後2か月未満での訪問ができています。妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援を行うことが課題です。</p>	A	100

事業名	事業の概要	現行計画の評価・現在抱えている課題	評価	点数
10 養育支援訪問事業	(事業内容) 出産期から保育園入園期までの期間に、児童を養育することに支援が必要な家庭に相談員や保健師が訪問し、支援の必要な子どもの早期発見、対応を図ります。	養育支援事業の内容の見直し、訪問対象の見直しが必要です。	C	50
11 利用者支援事業	(事業内容) 子どもと保護者の身近な場所において、幼稚園や保育園、子育て支援事業の情報提供、必要に応じた相談・助言を行うことができる「子育てコンシェルジュ」を養成します。	子育てサロンや児童センターなどへ積極的に出向く方への接触の機会がありますが、そうでない方との情報提供ができない状況です。子育てサロンや児童センターなどへ気軽に立ち寄れる環境の整備が課題です。	A	100

#### 【評価基準】

A	計画通り遂行した/計画通りの成果を得た。(ほぼ100%実施した)
B	計画通り遂行した/一部成果の得られないものがあった。(75%程度実施した)
C	現在、施策・事業の達成に向けて動いている。(半分程度実施した)
D	計画通り遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。(施策・事業に着手し、動き始めることはできた)
E	現在、ほとんど手をつけていない。(施策・事業に着手することができなかった)

#### (3) 子ども・子育て施策の展開 (86 事業)

「関市子ども・子育て支援事業計画」において設定した事業について、以下の視点から評価を行いました。

年々評価は上昇しており、平成31年には概ね達成しているという評価となります。

#### 【評価基準】

A…計画通り進行中
B…概ね計画通りだが、一部未実施
C…未着手
D…廃止または完了

#### ◆評価結果

評価	評価結果					評価結果の合計
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
A	93	93	96	92	91	465
B	4	4	6	7	6	27
C	10	10	5	1	2	28
D	0	0	0	0	2	2
平均点						5か年平均
A…5						4.7
B…3	4.6	4.6	4.7	4.8	4.7	
C…1						
D…0						

## 第3章 計画の基本理念と施策の展開

### 1. 計画の基本理念

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもやその保護者の幸せにつながることはもとより、社会の希望、未来の担い手である子どもを育てることのできる社会の実現に向けて、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

子どもは家庭の宝であり、地域の宝です。子どもの幸せを一番に考え、「子どもの最善の利益」を実現するために、家庭がつながり、地域がつながり、子どもをたくさんの愛情でつなぐことが大切です。

子どもは、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければなりません。

本市では、保護者のニーズを把握し、子育て支援に必要な施策を充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会全体で相互に連携し協働して子育てを支え合い、すべての子どもが健やかに育つような基盤づくりに努めます。

#### ■基本理念

**子どもの幸せを一番に考え**

**子育てをみんなで応援するまち せき**

## 2. 計画の基本目標

### 基本目標1 教育・保育サービスの充実

子どもの安全・安心な教育・保育環境の確保のため、施設整備や職員の資質向上など、ソフト面・ハード面両面からの整備を実施します。

また、女性の社会進出の進行を踏まえ、年齢や時季に関わらず保育園に入れるよう、保育園利用の円滑化を図ります。

### 基本目標2 家庭や地域における子育ての支援

地域社会全体で子育てを支援する環境を整備するため、身近な地域における子育て支援の担い手の育成を図るとともに、子育て家庭の地域住民との交流の場を充実します。

### 基本目標3 子どもや母親の健康の確保及び増進

母子の心身の健康の確保に向け、健康相談や健康教育、訪問指導など、総合的な母子保健施策を推進します。

また、次代の親の育成に向け、健康についての正しい知識の普及や、性教育など、思春期保健対策を推進します。

さらに、妊娠から出産、子育てに至るまでの一貫した支援体制を充実し、保護者の子育てに係る不安・負担の軽減につなげます。

### 基本目標4 子どもの健全な心身を育むための教育環境の整備

子どもの豊かな人間性を育ていけるよう、家庭をはじめとして、地域や学校における教育力の向上を図ります。

また、小学校就学後の子どもの放課後の居場所づくりと健全育成に向け、留守家庭児童教室や放課後子ども教室事業の効果的な実施を図ります。

### 基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進

母親と父親がともに家事・育児に関わり、家族で過ごす時間を増やすことができるよう、職場環境の改善を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する男女双方の意識改革を図ります。

また、職業生活と家庭生活の両立の実現に係る各種保育サービス・子育て支援サービスの充実を図ります。

### 基本目標6 子どもの包括的・重層的な相談支援の推進

子どもの相談支援体制の中核として、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・共同の体制を推進するための機能の充実を図ります。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障していくため、障がいのある子どもや虐待を受けている子ども、ひとり親家庭など、すべての子ども・子育て家庭に対する支援を推進します。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るなど、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

### 3. 計画の構成と施策の体系

#### (1) 計画の構成

国で提示されている「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」においては、当計画の策定に関する記載事項が、「必須記載事項」と「任意記載事項」に分けて定められています。

本計画においては、「必須記載事項」について「第4章 量の見込みと確保方策」に記載します。

しかし、本市における子ども・子育て環境をより充実していくためには、第4章で掲げる事業・サービスだけでなく、地域との協働による子育て支援や、要保護児童に対する支援なども含めた総合的な子育て支援を提供していく必要があります。「任意記載事項」の2～4の内容も必要に応じて入れ込みながら、本市の子ども・子育てに関する施策について「第5章 子ども・子育て施策の展開」に記載します。

#### ■子ども・子育て支援事業計画の作成に関する記載事項

##### 【必須記載事項】

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保の内容、実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進方策等
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

##### 【任意記載事項】

- 1 事業計画の理念等
- 2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

## (2) 施策の体系

### ■第4章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容

項目	内容
1 子ども・子育て支援新制度のポイント	(1) 保育の必要性の認定 (2) 給付・事業の全体像
2 量の見込み・確保の内容の設定にあたって	(1) 量の見込みの算出 (2) 区域の設定
3 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保	(1) 保育事業の量の見込みと確保の内容 (2) 教育事業の量の見込みと確保の内容
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	(1) 延長保育事業の量の見込みと確保の内容
	(2) 留守家庭児童教室の量の見込みと確保の内容
	(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保の内容
	(4) 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の内容
	(5) 一時預かり事業の量の見込みと確保の内容
	(6) 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の内容
	(7) ファミリー・サポート・センターの量の見込みと確保の内容
	(8) 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の内容
	(9) 乳児全戸訪問事業の量の見込みと確保の内容
	(10) 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容
	(11) 利用者支援事業の量の見込みと確保の内容

### ■第5章 子ども・子育て施策の展開

基本目標	施策
1 教育・保育サービスの充実	(1) 教育・保育提供体制の整備 (2) 教育・保育サービスの質の向上 (3) 産後の休業及び育児休業後の保育園等の円滑な利用の確保
2 家庭や地域における子育ての支援	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 児童の健全育成
3 子どもや母親の健康の確保及び増進	(1) 子どもや母親の健康の確保 (2) 思春期保健対策の充実 (3) 小児医療の充実
4 子どもの健全な心身を育むための教育環境の整備	(1) 学校の教育環境等の整備 (2) 子どもの放課後の居場所づくり（新・放課後子ども総合プラン） (3) 家庭や地域の教育力の向上
5 職業生活と家庭生活の両立の推進	(1) 男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現 (2) 仕事と子育ての両立の推進
6 子どもの包括的・重層的な相談支援の推進	(1) 子どもの相談支援体制の整備（切れ目のない支援の充実）
	(2) 児童虐待防止対策の充実
	(3) ひとり親家庭等への支援の推進
	(4) 障がい児施策の充実
	(5) 子どもの貧困対策の充実
	(6) 外国人児童への対策の充実

# 第4章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容

## 1. 子ども・子育て支援新制度のポイント

### (1) 保育の必要性の認定

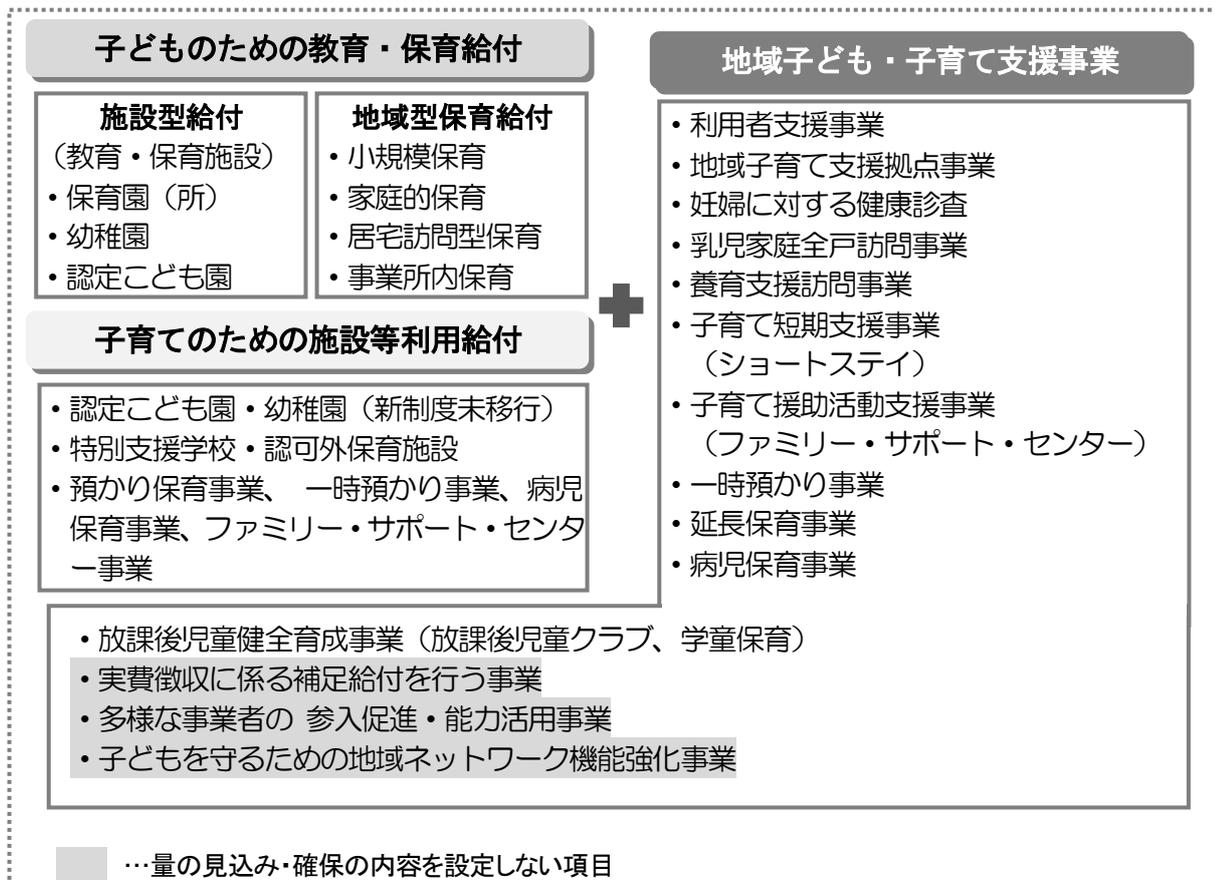
子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

#### ■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		3歳以上 保育の必要性なし（幼児期の学校教育のみ）	3歳以上 保育の必要性あり	3歳未満 保育の必要性あり
施設 利用 可能	認定こども園			
	幼稚園			
	保育園			
	地域型保育事業			

### (2) 給付・事業の全体像

子ども・子育て支援新制度の下では、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援事業の充実が図られています。なお、第2期においては、「子育てのための施設等利用給付」が新設され、施設等利用費の支給が行われます。（幼児教育・保育の無償化）



### (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

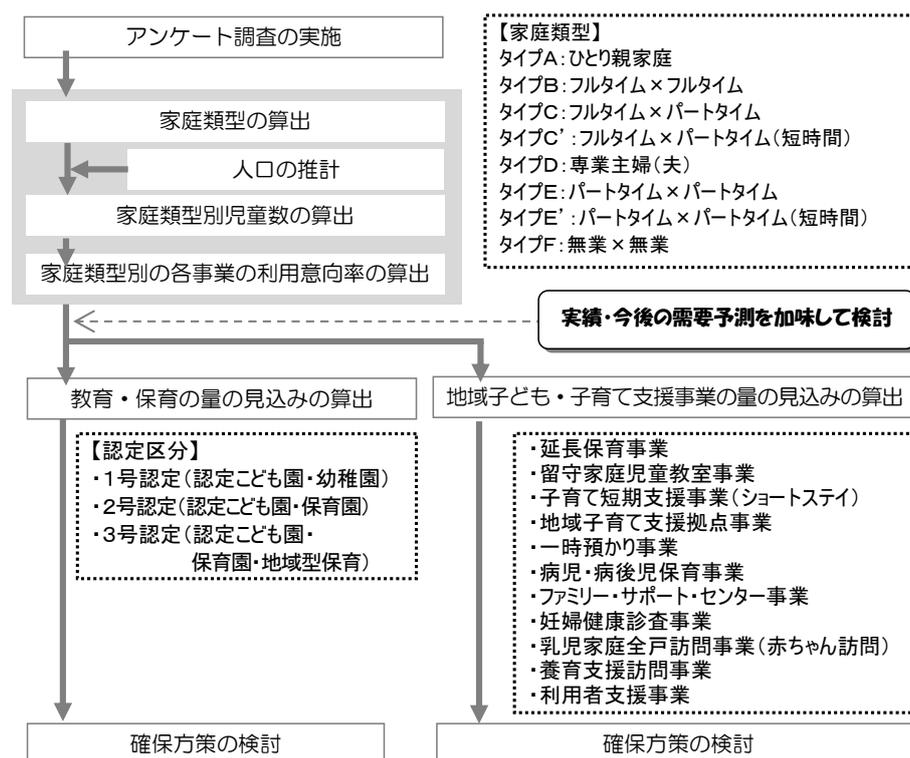
## 2. 量の見込み・確保の内容の設定にあたって

### (1) 量の見込みの算出

子ども・子育て支援新制度の下では、現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和2年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を設定する必要があります。

本市においても、平成30年11月に実施した「関市子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

#### ■目標事業量の見込みの算出の流れ



### (2) 区域の設定

国においては、量の見込み・確保の内容の設定にあたり、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本市では、平成17年の市町村合併により市域が拡大されており、関地域と西部、東部地域では、人口構造、生活圏域などがそれぞれに大きく異なっています。そうした実情を踏まえ、第1期計画では本市では区域を「関地域」「西部地域」「東部地域」の3つに設定しており、第2期においても踏襲することとします。

### 3. 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保

#### (1) 保育事業の量の見込みと確保の内容

事業の概要	
<b>事業名</b>	保育園、認定こども園、地域型保育事業
<b>提供区域</b>	教育・保育提供区域別
<b>施設か所数</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市…20か所</li> <li>・関地域…14か所</li> <li>・西部地域…3か所</li> <li>・東部地域…3か所</li> </ul>

#### ①全市の見込みと確保の内容

単位(人)

全市	令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,347	96	494	1,220	89	461	1,208	89	455	
②確保の内容	認定こども園・ 保育園	1,627	118	605	1,627	118	605	1,627	118	605
	地域型 保育事業	/	3	16	/	3	16	/	3	16
②-①	280	25	127	407	32	160	419	32	166	

全市	令和5年度			令和6年度			
	2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,184	88	448	1,182	87	445	
②確保の内容	認定こども園・ 保育園	1,627	118	605	1,627	118	605
	地域型 保育事業	/	3	16	/	3	16
②-①	443	33	173	445	34	176	

## ②教育・保育提供区域別の見込みと確保の内容

単位(人)

関	令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,137	75	436	1,029	70	406	1,019	70	401	
②確保の内容	認定こども園・ 保育園	1,251	83	501	1,251	83	501	1,251	83	501
	地域型 保育事業	/	3	16	/	3	16	/	3	16
②-①	114	11	81	222	16	111	232	16	116	

関	令和5年度			令和6年度			
	2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	999	69	395	998	68	393	
②確保の内容	認定こども園・ 保育園	1,251	83	501	1,251	83	501
	地域型 保育事業	/	3	16	/	3	16
②-①	252	17	122	253	18	124	

### 提供体制、確保策の考え方

○令和元年度現在、14か所の施設で1,854人の提供体制があり、既存の保育園により量の見込みに対する提供体制を確保できるものとします。

単位(人)

西	令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	123	13	39	112	11	37	111	11	36	
②確保の内容	認定こども園・ 保育園	203	18	54	203	18	54	203	18	54
	地域型 保育事業	/	0	0	/	0	0	/	0	0
②-①	80	5	15	91	7	17	92	7	18	

西	令和5年度			令和6年度			
	2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	109	11	36	108	11	35	
②確保の内容	認定こども園・ 保育園	203	18	54	203	18	54
	地域型 保育事業	/	0	0	/	0	0
②-①	94	7	18	95	7	19	

## 提供体制、確保策の考え方

- 令和元年度現在、3か所の施設で275人の提供体制があり、既存の保育園により量の見込みに対する提供体制を確保できるものとします。
- 板取めばえ保育園は、平成27年度より板取小学校内に移設され保育が行われました。これにより、地域全体で子どもを守り、育む、特長ある新しい保育体制となっています。

単位(人)

東	令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	87	8	19	79	8	18	78	8	18	
②確保の内容	認定こども園・ 保育園	173	17	50	173	17	50	173	17	50
	地域型 保育事業	/	0	0	/	0	0	/	0	0
②-①	86	9	31	94	9	32	95	9	32	

東	令和5年度			令和6年度			
	2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	76	8	17	76	8	17	
②確保の内容	認定こども園・ 保育園	173	17	50	173	17	50
	地域型 保育事業	/	0	0	/	0	0
②-①	97	9	33	97	9	33	

## 提供体制、確保策の考え方

- 令和元年度現在、3か所の施設で240人の提供体制があり、既存の保育園により量の見込みに対する提供体制を確保できるものとします。
- 3号認定で不足が出た場合は、現状の施設内の空き部屋を活用して保育スペースを確保することを想定しています。

## 教育・保育の一体的提供の体制

- 本市には令和元年度現在、認定こども園はありません。私立幼稚園の動向も注視しながら、希望がある場合は認定こども園化に係る情報提供などの支援を行います。
- 地域型保育については、保育園や認定こども園の補完的な役割として位置づけ、必要性について検討します。設置する場合には、「関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・規則」に基づき幼稚園・保育園と地域型保育事業者との契約等の締結を求め、両者の適切な連携を支援します。

### ③保育利用率の目標設定

国の定めた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」においては、3歳未満の子どもに待機児童が多いことを鑑み、3歳未満の子どもの保育利用率の目標値を設定することとされています。保育利用率とは、3歳未満の子どもの数全体に占める、3号子どもに係る保育園等の利用定員数の割合のことです。

#### ※保育利用率とは

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号子どもに係る保育園等の利用定員数}}{\text{3歳未満の子どもの数全体}}$$

保育園等の利用意向のある子どもをすべて受け入れられる体制を整備するためには、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた上で、今後の各年度の保育利用率の目標値を設定していく必要があります。平成26年度現在、待機児童が発生している場合は、3歳未満の子どもの数全体に占める、現在の保育所利用児童数+待機児童数の割合を算出し、それをもとに平成27年度以降の保育利用率の目標値を設定することになります。

本市においては、令和元年度現在、待機児童はありません。利用希望も加味した今後の需要予測である「量の見込み」の数字は、すべて、利用定員に対する今後の整備目標である「確保の内容」を下回っています。したがって、保育利用率の目標値は、各年度の3歳未満の推計児童数に占める「確保の内容」の割合とします。

#### ■0～2歳の保育利用率とその目標値

	単位(%)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	40.7	43.8	44.3	44.9	45.1

(2) 教育事業の量の見込みと確保の内容

事業の概要

**事業名** 幼稚園、認定こども園

**提供区域** 教育・保育提供区域別

**施設か所数**

- ・全市…7か所
- ・関地域…6か所
- ・西部地域…1か所
- ・東部地域…0か所

①全市の見込みと確保の内容

単位(人)

全市	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計
①量の見込み (必要利用定員総数)	535	187	722	485	169	654	481	168	649
②確保の内容	1,135	200	1,335	1,135	200	1,335	1,135	200	1,335
確認を受けない幼稚園	1,135	200	1,335	1,135	200	1,335	1,135	200	1,335
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	600	13	613	650	31	681	654	32	686

全市	令和5年度			令和6年度		
	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計
①量の見込み (必要利用定員総数)	470	165	635	470	165	635
②確保の内容	1,135	200	1,335	1,135	200	1,335
確認を受けない幼稚園	1,135	200	1,335	1,135	200	1,335
認定こども園	0	0	0	0	0	0
②-①	665	35	700	665	35	700

## ②教育・保育提供区域別の見込みと確保の内容

単位(人)

関	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	498	174	672	451	157	609	448	156	604
②確保の内容	確認を受けない幼稚園		1075	895	180	1,075	895	180	1,075
②-①	397	6	403	444	23	466	447	24	471

関	令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	437	154	591	437	154	591
②確保の内容	確認を受けない幼稚園		1,075	895	180	1,075
②-①	458	26	484	458	26	484

### 提供体制、確保策の考え方

○令和元年度現在、6か所の施設で1,075人の提供体制があり、既存の幼稚園により量の見込みに対する提供体制を確保できるものとします。

単位(人)

西	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	37	13	50	34	12	46	33	12	45
②確保の内容	確認を受けない幼稚園		260	240	20	260	240	20	260
②-①	203	7	210	206	8	214	207	8	215

西	令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	33	11	44	33	11	44
②確保の内容	確認を受けない幼稚園		260	240	20	260
②-①	207	9	216	207	9	216

### 提供体制、確保策の考え方

○令和元年度現在、1か所の施設で260人の提供体制があり、既存の幼稚園により量の見込みに対する提供体制を確保できるものとします。

単位(人)

東	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	認定こども園								
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	00

東	令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	認定こども園					
②-①	0	0	0	0	0	0

### 提供体制、確保策の考え方

○区域内に幼稚園はなく、利用実績もありません。今後希望者の把握に努め、状況に応じて公立保育園の認定こども園への移行を検討します。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 延長保育事業の量の見込みと確保の内容

事業の概要	
事業内容	通常の保育時間を超える預かりを行う必要がある場合に、時間を延長して保育を実施します。 (第5章 具体的な取り組み NO.58 に記載)
提供区域	全市
施設か所数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市…14 か所</li> <li>・関地域…12 か所</li> <li>・西部地域…1 か所</li> <li>・東部地域…1 か所</li> </ul>

①量の見込みと確保の内容

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	128	118	116	114	114
②確保の内容	335	335	335	335	335
②-①	207	217	219	221	221

## 提供体制、確保策の考え方

- 令和元年度現在、14か所の提供体制があり、既存の提供体制により量の見込みに対する提供体制を確保できるものとします。
- 需要があれば時間の拡大等について保育園と調整を図っていきます。

### (2) 留守家庭児童教室事業の量の見込みと確保の内容

事業の概要	
事業内容	昼間保護者等のいない留守家庭児童の健全育成のため、空き教室等を利用した留守家庭児童教室を設置し、児童の生活指導を行います。 (第5章 具体的な取り組み NO.41 (NO.64) に記載)
提供区域	小学校区別
施設か所数	・全市…18か所

#### ①量の見込みと確保の内容

単位(人)

全市		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		低学年	高学年	合計	低学年	高学年	合計	低学年	高学年	合計
①量の見込み	(必要利用定員総数)	532	84	616	464	74	538	465	74	539
②確保の内容	合計	856	121	977	856	121	977	856	121	977
	安桜小学校	48	3	51	48	3	51	48	3	51
	旭ヶ丘小学校	33	6	39	33	6	39	33	6	39
	桜ヶ丘小学校	109	9	118	109	9	118	109	9	118
	瀬尻小学校	73	6	79	73	6	79	73	6	79
	富岡小学校	82	13	95	82	13	95	82	13	95
	田原小学校	35	5	40	35	5	40	35	5	40
	下有知小学校	64	15	79	64	15	79	64	15	79
	金竜小学校	91	5	96	91	5	96	91	5	96
	南ヶ丘小学校	32	8	40	32	8	40	32	8	40
	倉知小学校	76	0	76	76	0	76	76	0	76
	富野小学校	30	7	37	30	7	37	30	7	37
	洞戸小学校	10	2	12	10	2	12	10	2	12
	博愛小学校	31	8	39	31	8	39	31	8	39
	武芸小学校	15	4	19	15	4	19	15	4	19
	板取小学校	22	6	28	22	6	28	22	6	28
	武儀西小学校	49	12	61	49	12	61	49	12	61
	武儀東小学校	30	7	37	30	7	37	30	7	37
上之保小学校	26	5	31	26	5	31	26	5	31	
②-①		324	37	361	392	47	439	391	47	438

全市		令和5年度			令和6年度		
		低学年	高学年	合計	低学年	高学年	合計
①量の見込み (必要利用定員総数)		453	70	523	447	66	513
②確保 の内容	合計	856	121	977	856	121	977
	安桜小学校	48	3	51	48	3	51
	旭ヶ丘小学校	33	6	39	33	6	39
	桜ヶ丘小学校	109	9	118	109	9	118
	瀬尻小学校	73	6	79	73	6	79
	富岡小学校	82	13	95	82	13	95
	田原小学校	35	5	40	35	5	40
	下有知小学校	64	15	79	64	15	79
	金竜小学校	91	5	96	91	5	96
	南ヶ丘小学校	32	8	40	32	8	40
	倉知小学校	76	0	76	76	0	76
	富野小学校	30	7	37	30	7	37
	洞戸小学校	10	2	12	10	2	12
	博愛小学校	31	8	39	31	8	39
	武芸小学校	15	4	19	15	4	19
	板取小学校	22	6	28	22	6	28
	武儀西小学校	49	12	61	49	12	61
	武儀東小学校	30	7	37	30	7	37
上之保小学校	26	5	31	26	5	31	
②-①		403	51	454	409	55	464

### 提供体制、確保策の考え方

- 令和元年度現在で、小学校区単位で18か所実施しています。小学校区ごとで利用状況や供給の状況にばらつきはありますが、いずれの留守家庭児童教室においても低学年のニーズには対応できる見込みです。
- 高学年については、4年生までの受け入れを行うよう整備しました。定員に余裕がある地域では、5年生・6年生の利用希望者の受け入れを実施するとともに、対応できない高学年児童については、放課後子ども教室や地区公民館等を利用した新たな取り組みを検討します。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保の内容

事業の概要

事業内容

保護者の病気や就労により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う一時預かりを実施します。

（第5章 具体的な取り組み NO.11（NO.62）に記載）

提供区域

全市

施設か所数

- ・全市…2 か所
- ・市外…2 か所
- ・関地域…1 か所
- ・西部地域…1 か所
- ・東部地域…0 か所

①量の見込みと確保の内容

単位(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	57	53	52	51	51
②確保の内容	70	70	70	70	70
②-①	13	17	18	19	19

提供体制、確保策の考え方

- 令和元年度現在、日本児童育成園(岐阜市長良森町)、美谷学園(関市武芸川町谷口)、児童心理療育施設桜学館(関市稲口)、若松学園(山県市大桑)の4か所で実施しています。
- 平成27年度から平成31年度にかけて実績はあまり多くなく、今後も大幅な増加は見込まれないため、既存の提供体制により量の見込みに対する提供体制を確保できるものとします。しかし、緊急利用の場合は、より近い施設への預け入れを望むことから、新たな受け入れ施設の掘り起こしも行っています。

(4) 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の内容

事業の概要

事業内容

親子の孤立化を防ぎ、地域との関わり合いのなかで子育てができるよう、倉知保育園内の「ははこぐさ」、むげがわ保育園内の「むげがわ子育て支援センター」において、育児不安等について相談指導、育児サークルへの支援、地域の保育資源の提供等を行います。

(第5章 具体的な取り組み NO.9に記載)

提供区域

全市

施設か所数

- ・全市…2 か所
- ・関地域…1 か所
- ・西部地域…1 か所
- ・東部地域…0 か所

①量の見込みと確保の内容

単位(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,540	3,292	3,257	3,212	3,195
②確保の内容	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
②-①	1,460	1,708	1,743	1,788	1,805

提供体制、確保策の考え方

- 令和元年度現在、2か所で実施しています。
- 実績は年度ごとにばらつきがあり、今後も大幅な増加は見込まれないため、既存の提供体制により量の見込みに対する提供体制を確保できるものとします。

(5) 一時預かり事業の量の見込みと確保の内容

事業の概要

事業内容

【幼稚園における一時預かり】

正規の教育時間を超えて園児を夕方まで預かります。

(第5章 具体的な取り組み NO.59 に記載)

【その他の一時預かり】

育児疲れの解消や勤務形態の多様化による一時的な保育需要に対応します。

(第5章 具体的な取り組み NO.10 (NO.63)、NO.60、NO.61、に記載)

提供区域

全市

施設か所数

【幼稚園における一時預かり】

- ・全市…7か所
- ・関地域…6か所
- ・西部地域…1か所
- ・東部地域…0か所

【その他の一時預かり】

- ・全市…16か所
- ・関地域…10か所
- ・西部地域…3か所
- ・東部地域…3か所

①量の見込みと確保の内容

■幼稚園における一時預かり(通常就園時間を延長して預かる事業)

単位(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	33,123	30,376	30,077	29,555	29,452
②確保の内容	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000
②-①	10,877	13,624	13,923	14,445	14,548

提供体制、確保策の考え方

○令和2年度から令和6年度にかけては、児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあり、既存の提供体制により量の見込みに対する提供体制を確保できるものとします。

■その他の一時預かり

単位(人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		5,025	4,608	4,563	4,484	4,468
②確保の内容	保育園の一時預かり(一時保育)	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040
	ファミリー・サポート・センター	1,790	1,790	1,790	1,790	1,790
	託児ルーム	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150
②-①		4,955	5,372	5,417	5,496	5,512

**提供体制、確保策の考え方**

○令和元年度現在、保育園14か所、ファミリー・サポート・センター、市における託児ルームで9,980人の提供体制があり、既存の提供体制により量の見込みに対する提供体制を確保できるものとします。

(6) 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の内容

事業の概要

事業内容

病氣中、あるいは病気の回復期で集団保育が困難な子どもについて、医療機関に付設された専用施設において保育を行います。  
(第5章 具体的な取り組み NO.65 に記載)

提供区域

全市

施設か所数

- ・全市…2 か所
- ・関地域…2 か所
- ・西部地域…0 か所
- ・東部地域…0 か所

①量の見込みと確保の内容

単位(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	236	219	216	213	210
②確保の内容	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
②-①	1,204	1,221	1,224	1,227	1,230

提供体制、確保策の考え方

- 令和元年度現在、病児・病後児保育を1か所、病後児保育を1か所で開催しています。
- 既存の提供体制により量の見込みに対する提供体制を確保できるものとします。事業の周知度が低く、必要があっても利用に結びついていない人が多いことが想定されるため、事業の積極的な周知・広報を行い、利用者の確保に努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保の内容

事業の概要

事業内容

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行います。  
(第5章 具体的な取り組みNO.10 (NO.63) に記載)

提供区域

全市

施設か所数

- ・全市…1 か所
- ・関地域…1 か所
- ・西部地域…0 か所
- ・東部地域…0 か所

①量の見込みと確保の内容

単位(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	83	74	73	71	69
②確保の内容	83	74	73	71	69
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

- 令和元年度現在、1か所で実施しています。
- 依頼会員数は横ばいであるのに対して、援助会員数は減少傾向にあります。今後は児童数の減少に伴い、依頼件数の減少が見込まれます。量の見込みに対しては現在の提供体制で十分に確保できるものとしませんが、援助会員に大きく負担がかかっているため、ファミリー・サポート・センターの事業を周知し、援助会員の増加を図ります。

(8) 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の内容

事業の概要

事業内容

妊婦と胎児の異常の早期発見、適正な保健指導につなげるため、母子の健康状態を定期的に確認します。  
(第5章 具体的な取り組み NO.22 に記載)

①量の見込みと確保の内容

単位(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,910	7,294	7,266	7,182	7,154
②確保の内容	7,910	7,294	7,266	7,182	7,154
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

- 一人あたり 14 枚の妊婦健康診査受診券を配布しています。
- 今後も、医療機関で適時かつ必要に応じた健康診査を実施します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)の量の見込みと確保の内容

事業の概要

事業内容

母子の心身の健康の推進と子育て家庭の不安や悩みの軽減を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師、助産師が訪問します。  
(第5章 具体的な取り組み NO.25 に記載)

①量の見込みと確保の内容

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	565	521	519	513	511
②確保の内容	565	521	519	513	511
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

- 2か月以内の訪問を目指し、保健師・助産師による訪問を実施しています。
- 入院中のために訪問できない場合などを除き、すべての家庭への訪問を継続できるよう努めます。

(10) 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容

事業の概要

事業内容

養育支援が必要と判断した家庭に対し、専門職等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育につなげます。

(第5章 具体的な取り組み NO.68 に記載)

①量の見込みと確保の内容

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	78	72	71	70	70
②確保の内容	78	72	71	70	70
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

- ハイリスクの妊産婦、未熟児、低出生体重児、多胎児や乳幼児の養育者支援のための家庭訪問を実施しています。
- 今後も養育支援が必要な家庭の把握に努め、適切な対応を行います。

(11) 利用者支援事業の量の見込みと確保の内容

事業の概要

事業内容

子どもと保護者の身近な場所において、幼稚園や保育園、子育て支援事業の情報提供、必要に応じた相談・助言を行うことができる「子育てコンシェルジュ」を設置します。

子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期の母子の健康や育児不安等に対し、相談に応じ継続的かつ計画的に支援を展開します。

(第5章 具体的な取り組み NO.16 に記載)

①量の見込みと確保の内容

単位(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

- 子育てサロンや児童センターなど、子どもと保護者が集まる場所へ子育てコンシェルジュを派遣し、子育て支援サービスの情報提供や助言などを行います。
- 子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期の母子を中心とした保護者の健康や育児不安等に対し、相談に応じ支援を展開します。

# 第5章 子ども・子育て施策の展開

## 基本目標 1 教育・保育サービスの充実

### 施策 1 教育・保育提供体制の整備

#### 現状と課題

- 子どもの育ちに大きく関わる幼稚園・保育園において、適切な環境で教育・保育が実施されるよう、施設設備や人員配置など、ハード面・ソフト面の両面から整備していく必要があります。ただし、保育園等入園児童数が減少傾向にあることにも留意し、各種整備を進める必要があります。
- アンケートによると、利用状況としては認可保育所が6割程度と大部分を占めており、続く幼稚園は3割程度となっていますが、今後の利用意向としては、幼稚園が4割程度と高くなっていることがうかがえます。また、幼稚園の預かり保育も今後の利用意向として2割程度にのぼることから、教育ニーズも含めた多様なニーズへの対応が求められています。
- 本市では、市内公私立保育園の施設老朽化に対応するため、設備等についても改修計画を立てて実施していくこととしており、安全・安心な保育環境の整備を図っています。

#### 施策の方向性

- すべての子どもに対して安全・安心な教育・保育環境を提供できるよう、改修計画に沿って順次整備を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

★のついている事業は、第4章において量の見込みと確保の内容を設定している事業です。

NO.	事業名	事業内容	所管課
1	★幼稚園運営の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○多感な幼児期の学力向上・豊かな人間性の育成のため、幼児教育の充実を図ります。</li><li>○幼児教育の充実とあわせて私立幼稚園の振興を図ります。</li><li>○私立幼稚園に対して認定こども園についての情報を提供し、認定こども園化に移行する際の支援を行います。</li></ul>	子ども家庭課
2	公立保育園の整備充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○子どもを安心して預けられる子育て施設の充実に向け、公立保育園の計画的な改修を実施します。</li><li>○教育の提供体制が整っていない地域の公立保育園の認定こども園化を検討していきます。</li></ul>	子ども家庭課 (管財課)

NO.	事業名	事業内容	所管課
3	私立保育園の整備促進	○各園の改修計画の把握と補助基準等の再検討を行い、計画的な事業の推進を図ります。 ○私立保育園に対して認定こども園についての情報を提供し、認定こども園化に移行する際の支援を行います。	子ども家庭課

## 施策2 教育・保育サービスの質の向上

### 現状と課題

○子どもの健やかな育ちを支援していくためには、子どもを預ける場所を増やすだけでなく、教育・保育環境の質的向上を図っていくことが欠かせません。令和元年度からは幼児教育・保育の無償化が始まるなど、サービスの量のみならず、質の確保が一層重要となっています。

○市内では、私立保育園が9園、公立保育園が10園あり、民間活力を活用しながら保育環境の充実を図っています。

### 施策の方向性

○市内のどの園においても質の高い教育・保育が受けられるよう、研修などの実施により、幼稚園教諭や保育士の資質の向上を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
4	保育士の研修	○県で実施している保育士研修について情報提供を行い、参加を促進します。 ○市における保育士研修の実施を促進します。	子ども家庭課
5	保育士の人材確保	○保育士を恒常的に確保し、定着率を高めるため、働く場の環境を整え待遇改善を図ります。 ○潜在保育士が保育現場に復帰できるよう、復職支援プログラムを整えていきます。	子ども家庭課
6	保育園における苦情処理体制の強化・確立	○保護者などからの苦情を解決し、保育サービスの質の向上を図るため、保育園の苦情処理体制を確立します。	子ども家庭課

### 施策3 産後の休業及び育児休業後の保育園等の円滑な利用の確保

#### 現状と課題

- 近年、育児休業制度の整備・定着を背景に、出産後も働き続ける女性が増加しており、育児休業制度が終了する時期である1歳児の子どもの保育ニーズが増大しています。1歳児期の入園申込みが集中すること、年度途中入園が難しいことなどから、育児休業を早期に切り上げ、比較的に入園しやすい時期に子どもを預ける保護者が増えています。
- アンケートによると、育児休業を取得した人のうち、保育園への入園に合わせたタイミングで職場復帰している人が多く増えており、職場復帰しやすい環境づくりを進める必要があります。

#### 施策の方向性

- すべての園における年度途中入園への対応を継続して実施します。
- 産後休業中、育児休業中の保護者に対して、年度途中入園利用の情報提供を行い入園の円滑化を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
7	年度途中入園	○すべての保育園における年度途中入園への対応を行います。 ○定員の空き状況を把握し、受け入れ体制が十分でない場合は、臨時職員採用による保育士の増員を検討します。	子ども家庭課
8	産休中、育休中の保護者への保育サービスについての情報提供の充実	○産後休業中、育児休業中の保護者の保育園利用の円滑化を図ります。 ○利用者支援事業の実施により、保育園の入園に関する相談支援、情報提供を実施します。	子ども家庭課

## 基本目標 2 家庭や地域における子育ての支援

### 施策 1 子育て支援サービスの充実

#### 現状と課題

- 核家族化や地域とのつながりの希薄化などを背景に、子育てについての不安や悩みを相談できず、地域から孤立している家庭が増えています。こうした育児不安の解消には、地域コミュニティを通じた子育て支援の役割が大きく期待されます。
- 本市においては、核家族化世帯の増加、三世帯世帯の減少が進んでおり、世帯規模が縮小化しています。アンケートによると、日頃子どもをみてもらえる環境にある人や、子育てについての相談相手がいる人は多いものの、そういった助けが受けられない人もみられるため、身近な地域における見守り・支え合いも含めた子育て支援の役割を一層強化していく必要があります。
- 本市では、ふれあいセンター内の児童室を利用したせきっこひろばや子育てサロン、倉知保育園内の「ははこぐさ」、むげがわ保育園内の「むげがわ子育て支援センター」において、子育てへの不安に対する相談や子育て親子の交流できる集いの場を提供しています。また、親族等から家事・育児等の支援を受けられない家庭への子育て支援スタッフ派遣や、親子の集いの場への子育てコンサルタントの配置などにより、子育て家庭の不安や負担の軽減を図っています。
- アンケートによると、地域で実施されている子育て支援事業の認知度や利用状況は事業により大きな違いが出ており、事業の周知が行き届いていないために、支援が必要な人が利用に至っていない状況が想定されます。子育て支援事業の対象や目的は多様であるため、内容も含めて事業の周知を進めていく必要があります。

#### 施策の方向性

- 地域のなかで、親子で交流し、相談支援や情報提供が受けられる場の充実を図ります。
- 市ホームページやガイドブックなどにより、市内の子育て支援に関する情報提供を推進します。
- 子育て支援サービスに関する情報提供と相談支援を専門とした「子育てコンシェルジュ」を設置し、支援が必要な人を円滑にサービス利用に結びつける体制を整えます。

#### 【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
9	★地域子育て支援拠点事業	○親子の孤立化を防ぎ、地域との関わり合いのなかで子育てができるよう、倉知保育園内の「ははこぐさ」、むげがわ保育園内の「むげがわ子育て支援センター」において、育児不安等についての相談指導、育児サークルへの支援、地域の保育資源の提供等を行います。	子ども家庭課

NO.	事業名	事業内容	所管課
10	★ファミリー・サポート・センター事業の充実	○育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行います。 ○提供会員が減少しているため、事業を周知し、提供会員の増加を図ります。	子ども家庭課
11	★子育て短期支援事業(ショートステイ)	○保護者の病気や就労により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う一時預かりを実施します。 ○一時的な保育需要に対応するため、事業の充実を図ります。	子ども家庭課
12	せきっこひろば等の充実	○子育てへの不安に対する相談支援を行うとともに、子育て親子が交流できる集いの場を提供します。 ○指導員の専門性を高め、後継者の育成を行います。	子ども家庭課
13	子育て支援スタッフ派遣事業	○出産予定日が6週以内の人及び0歳から5歳までの乳幼児を持ち、親族等から家事・育児等の支援を受けられない家庭を対象に、家庭に育児や家事に精通した経験豊富なスタッフを派遣し、炊事・洗濯・掃除などの指導や、乳幼児の授乳・おむつ交換などのアドバイスを行います。	子ども家庭課
14	児童センター事業	○子どもを対象に、健康を増進し、情操を豊かにするため、健全な遊びの機会を提供するとともに、保護者への相談支援を行います。	子ども家庭課
15	子育てについての情報提供の推進	○子育て支援ガイドブックにより、市内の子育て支援に関する情報提供を推進します。また、市ホームページにも電子書籍として掲載します。 ○母子健康手帳と同時に父子健康手帳を交付し、父親の育児参加の意識づけを行います。	子ども家庭課 市民健康課
16	★利用者支援事業	○子どもと保護者の身近な場所において、幼稚園や保育園、子育て支援事業の情報提供、必要に応じた相談・助言を行うことができる「子育てコンシェルジュ」を設置します。 ○子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期の健康や育児不安等に対し相談に応じ支援を行います。また、地域において、地域包括支援センターを育成し、ネットワークを構築します。	子ども家庭課 市民健康課
17	子育てサークルへの支援	○サークル同士の交流会、連絡調整等の支援を行います。	子ども家庭課

## 施策2 児童の健全育成

### 現状と課題

- 地域において、同年代の子どもから大人まで、様々な年代の人との交流しながら成長できることは、遊びや交流を通じた規範性・社会性の発達など、子どもの基本意識の形成に大きな影響があります。
- 本市では、全国的な動向と同様に少子化が進んでいます。板取・上之保地区等の中山間地では特に少子化・人口減少の傾向にあり、子ども集団が形成されにくくなっています。
- アンケートによると、関市が子育てしにくいと感じる理由について、依然として、子どもが安心して遊べる場所の不足を指摘する声が上位にあげられており、多年代と交流できる場の確保が必要となっています。

### 施策の方向性

- 子どもが地域において自主的に参加できる交流の場、遊び場の充実を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
18	世代間交流事業の推進	○保育園児による高齢者施設の訪問などにより、世代間交流を促進します。 ○地域での行事などを中心に、高齢者と子どもや他の世代との交流の場づくりを図ります。	子ども家庭課
19	ちびっ子広場の整備助成充実	○遊び場に恵まれない地域の子どものが、危険な場所を離れてのびのびと遊べるよう、ちびっ子広場を管理する自治会等に対して整備費用を助成します。	子ども家庭課
20	子どもの読書活動推進	○生涯学習の芽を幼少時代から育てるとともに、読書習慣や図書利用の定着を図ります。 ○指定管理者制度を生かし、運営を促進します。	図書館

## 基本目標3 子どもや母親の健康の確保及び増進

### 施策1 子どもや母親の健康の確保

#### 現状と課題

- 安心して安全な出産に向けた健康管理への支援、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、子育てについての知識・技術の習得、体験機会の提供など、親になるためには様々な準備が必要です。
- 本市では効果的な母子保健対策の推進を図るため、母子保健計画（せき・健やか親子プラン）を策定し、「安心・安全な妊娠出産ができる」「安心して楽しく子育てができる」を健康目標に、親子の心身の健康の確保のための取り組みを進めてきました。新たな母子保健計画は本計画に包含し、これまでの課題等を踏まえた母子保健対策に取り組みます。
- 本市では、妊婦健康診査の受診率の向上に努めるとともに、健康診査未受診者の状況把握に努めています。
- 妊娠届出や妊婦健康診査、乳幼児健康診査や相談事業、予防接種など母子を取り巻く情報を総合的に把握し、効果的な支援に結びつけ、切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を実施する必要があります。

#### 施策の方向性

- 母体の健康管理の充実とハイリスク妊婦への支援、不妊治療を含む不妊への理解を深める啓発など、妊娠・出産期への関わりを推進します。
- 未熟児・低出生体重児支援や家庭訪問、健康診査・相談事業等の未受診者対策、保健指導、食育の推進、成長発達段階に応じた事故予防啓発、予防接種の推進など、総合的かつ効果的な母子保健施策を推進します。

#### 【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
21	相談窓口の充実	○妊娠期、出産期における不安や負担の軽減を図るため、関係機関との連携により、妊産婦への専門的な健康相談を実施します。 ○医療機関と連携し、未婚、若年、心身の健康に不安があるなどの要支援妊婦を早期に把握し支援します。	市民健康課
22	★妊婦健康診査の充実	○妊婦と胎児の異常の早期発見、適正な保健指導につなげるため、母子の健康状態を定期的に確認します。 ○対象者への周知徹底を図り、受診率の向上に努めるとともに、引き続き未受診者の状況把握に努めます。	市民健康課

NO.	事業名	事業内容	所管課
23	出産後の健康管理の充実	<p>○出産期の心身の健康保持のために、産後健診（2・4週間）の啓発と助成を行います。</p> <p>○赤ちゃん訪問時に母子の健康状態を確認し、生活上の相談支援を行います。</p>	市民健康課
24	乳幼児健康診査等の充実	<p>○子どもの成長に合わせ、定期的な健康診査を実施し、発達の状況の確認を行うとともに、必要時には専門職へつなげます。</p> <p>○各乳幼児健診、相談における個別・集団指導により、育児支援と規則正しい生活習慣の定着を図ります。</p>	市民健康課
25	★家庭訪問事業の充実	<p>○母子の心身の健康の推進と子育て家庭の不安や悩みの軽減を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師、助産師が訪問します。（母子保健法：新生児訪問、児童福祉法：乳児家庭全戸訪問事業を合わせて実施します。）また、出産後の不安の軽減をできるだけ早期に行う必要から、生後2か月未満での訪問に努めます。</p> <p>○要支援妊婦や未熟児、健康診査未受診者等の訪問を実施し、状況把握に努め、必要な支援を行います。</p>	市民健康課
26	各種健康教室等の充実	<p>○安全・安心な出産を迎えられるよう、プレママ教室などを通じて、父親・母親双方への母体の健康管理や妊娠出産に関する知識を普及します。</p> <p>○子どもの発育発達や子育てについての正しい知識、成長発達段階に応じた事故予防の知識を身につけられるよう、健診や相談時での周知や子育て講演会を実施します。</p>	市民健康課 保育園 親子教室 子育て支援センター
27	感染症予防知識の啓発及び予防接種の実施と危機管理体制の整備	<p>○予防接種の実施等適切な予防措置により、感染症予防を図ります。また、災害時や新型コロナウイルスの発生等の事態に備え、必要時感染症予防の啓発を実施し、危機管理体制の整備を図ります。</p> <p>○乳幼児健康診査等の機会や就学時健康診査時に、予防接種歴の確認と接種勧奨を行い、引き続き接種率の向上を図ります。</p>	市民健康課
28	食生活相談・指導の充実及び食育の推進	<p>○食生活の相談、個別指導の充実及び正しい栄養知識の普及を図ります。</p> <p>○食育に関する啓発活動を実施します。</p>	市民健康課 保育園
29	不妊についての知識の普及と啓発	<p>○不妊に関する理解と知識の普及を行います。</p> <p>○不妊治療に関する経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費助成事業を実施します。</p>	市民健康課

## 施策2 思春期保健対策の充実

### 現状と課題

- 思春期は子どもから大人への過渡期であり、心や体の発達にとって重要な時期です。一方で、ライフスタイルや人間関係の広がりなどにより、生活習慣が乱れがちになったり、喫煙、飲酒、薬物など健康を脅かすものについて興味を持ちやすい時期でもあり、本人の生涯にわたる心身の健康の確保に向けては、健康に対する正しい知識の浸透と、正しい生活習慣の確立が必要です。
- 思春期は、将来家族を持つための心身の準備期間でもあり、性や性感染症に対する正しい知識を身につけていく必要があります。
- 本市では、子どもいきいき事業や薬物乱用防止教室等において、専門家により健康指導を実施しています。また、学校に「心の相談員」を配置し、不登校の児童生徒へのきめ細かい支援や、不安や悩みを抱える児童生徒への支援を行っています。
- 児童生徒が心身の健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を継続する力や氾濫する情報から正しい知識や行動を選択する力を育む必要があります。

### 施策の方向性

- 児童生徒の健康・安全を確保するため、学校保健会や子どもいきいき事業と連携を図りながら、保護者も含めた思春期における健康教育を進めます。
- 自立や社会参加に向け、持てる力を高め、生活や学力上の困難を改善または克服するための適切な指導援助を行います。
- 「心の相談員」の増員を図りながら、よりきめ細かな相談体制を整備します。
- 行政、学校、医療、地域、民間団体などを巻き込んだ具体的な連携を進めます。

#### 【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
30	思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○喫煙や薬物等に関する教育、命の大切さ・心の問題に対する取り組みの充実を図ります。</li> <li>○健康的な生活習慣の確立ができるよう、子どもの生活習慣病予防等の健康教育を推進します。</li> <li>○子どもたちに対して、SOSの出し方教室を実施します。</li> </ul>	学校教育課 市民健康課 生涯学習課
31	PTAや家庭教育学級の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の理解と協力のもと思春期保健対策が進められるよう、学校薬剤師や子どもいきいき事業の専門家による指導時に、児童生徒とともに保護者の参加を促します。</li> <li>○子どもいきいき事業や薬物乱用防止教室等、専門家による指導の際に、保護者の参加を継続して促し、家庭との連携も図ります。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課

NO.	事業名	事業内容	所管課
32	心の相談員の配置	○不登校やひきこもりなどの悩みを抱える子どもや保護者の相談に対して、心の相談員を配置します。 ○心の相談員の増員を図るとともに、県のスクールカウンセラーと連携して相談体制の充実を図ります。	学校教育課
33	思春期教室等の推進	○赤ちゃんふれあい体験等により、命の大切さを学ぶ取り組みの充実を図ります。	市民健康課 学校教育課
34	相談窓口の充実と周知	○望まない妊娠、性感染症、心身の健康づくりに関する相談場所として、県が実施する女性相談センターや保健センターの周知を図ります。	市民健康課

### 施策3 小児医療の充実

#### 現状と課題

- 子どもの事故や病気に迅速かつ適切な対応が図れるよう、小児医療体制を充実・強化していく必要があります。
- 本市では、子ども医療費助成を段階的に拡大しており、中学校3年生までの入院・外来にかかる医療費を無料としているほか、父子医療については、所得制限を廃止し、対象の拡大を図っています。
- 初期夜間急病診療支援室により、通常の診療時間外の小児医療（一次）体制の確保を図っています。今後も安心して医療が受けられるよう体制の整備に努めます。

#### 施策の方向性

- 父子医療費の助成などについて、申告漏れ防止のため、引き続き広報紙や市ホームページ等により制度の周知徹底を図ります。
- 休日・夜間の急病時に、医師が迅速に診療できる医療体制を整備するため、武儀医師会や中濃厚生病院への支援を実施し、休日夜間急病診療体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
35	乳幼児福祉医療費の助成	○中学校卒業まで、外来・入院にかかる医療費（保険診療の自己負担）を助成します。 ○広報紙や市ホームページ、子育て支援ガイドブックにより制度の周知を図ります。	福祉政策課
36	救命救急センターの運営支援	○救命救急センターの円滑な運営を支援します。	市民健康課
37	休日在宅当番医制の充実	○武儀医師会が主体となり、休日の昼間における地域住民の急病患者的の医療体制を確保します。	市民健康課
38	病院群輪番制の充実	○休日及び夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保します。	市民健康課

## 基本目標 4 子どもの健全な心身を育むための教育環境の整備

### 施策 1 学校の教育環境等の整備

#### 現状と課題

- 教育基本法において、「幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」旨が明記されており、子どもの豊かな人間性を育てていくためにも、子どもの成長に応じた教育環境を整備・充実していく必要があります。
- 小学校に入学したばかりの1年生が「集団行動が取れない」「授業中に座ってられない」「先生の話聞かない」といった課題を抱えるなど、小学校生活にスムーズに移行できない「小1プロブレム」が増加しています。
- 本市では、まなびセンターにおいて、教職員に対する相談支援や研修を実施し、指導体制の強化を図っています。

#### 施策の方向性

- 子どもが学ぶ喜びや確かな学力の向上を実感でき、規範性や社会性を身につけられるよう、魅力ある教育を実践できる環境を整備します。
- 幼稚園・保育園・小学校の連携を強化し、幼稚園・保育園から小学校への円滑な移行・接続を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
39	子ども学習支援事業の充実	○まなびセンターに教育研究所としての機能を持たせ、多様化する児童生徒の学習を支援し、能力の開発を図ります。 ○教職員の研修を行い、その資質の向上を図ります。	まなびセンター
40	小学校との情報交換、連携強化	○幼保小の連続性や接続性を持たせるため、幼稚園や保育園と小学校との教育実践の交流や情報交換会を含めた研修を推進します。	学校教育課

## 施策2 子どもの放課後の居場所づくり（新・放課後子ども総合プラン）

### 現状と課題

- 本市では、保護者の就労形態の多様化に伴い、年々留守家庭児童教室の利用が増加しています。
- 子ども・子育て支援新制度のもとでは、放課後児童クラブの高学年までの対象年齢の拡大が実施されました。アンケートによる留守家庭児童教室の利用ニーズをみると、低学年で3割強、高学年で2割強となっており、高学年の利用意向を踏まえ、地域、学校、行政が連携して子どもの居場所づくりの充実を図る必要があります。
- 本市では、放課後子ども教室事業として、学びの場を提供する「学びクラブ」、体験・交流・遊びの場を提供する「ふれあいクラブ」を地域協働により実施しており、子どもへの豊かな体験活動の機会の提供のみならず、地域コミュニティの醸成に寄与しています。
- 留守家庭児童教室の対象年齢の拡大に伴い、実施場所・指導職員の確保が必要となっています。放課後子ども教室と留守家庭児童教室の理念や目的を明確にしつつ、連携・協力体制を強化することにより、放課後の子どもの安全・安心な場の提供を効果的に図っていく必要があります。

### 施策の方向性

- すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童教室の充実と、放課後子ども教室の実施か所の拡大を図ります。
- 両事業の効果的な実施に向け、留守家庭児童教室と放課後子ども教室の連携体制を強化します。
- 放課後を利用した、子どもの多世代交流の場づくりを推進します。

#### 【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
41	★留守家庭児童教室の充実及び指導員の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昼間保護者等のいない留守家庭児童の健全育成のため、空き教室等を利用した留守家庭児童教室を設置し、児童の生活指導を行います。</li> <li>○全教室4年生までの受け入れを行い、教室に余裕がある場合は、5・6年生の受け入れを行います。</li> <li>○指導員の育成と資質の向上を図ります。</li> </ul>	教育総務課
42	放課後子ども教室事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の健全育成を図るため、放課後や土・日曜日等に学び・体験・交流・遊びができる場を提供します。</li> <li>○全小学校区での実施に向け、ふれあいクラブについては、実施可能な校区について毎年度調査を行い、事業を実施するための場所や条件を整えば、事業拡大を行います。</li> <li>○未実施校区での実施に向け、コーディネーターなどの人材や、実施会場の確保を図ります。</li> </ul>	教育総務課

NO.	事業名	事業内容	所管課
43	留守家庭児童教室と放課後子ども教室の連携強化	<p>○留守家庭児童教室・学びクラブの両方が設置される学区については、双方の指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。</p> <p>○留守家庭児童教室・学びクラブの開設場所については、学校の教室使用の調整を行い、有効活用できるよう、学校との連携強化を図ります。</p>	<p>教育総務課 学校教育課</p>
44	地域学校協働活動の推進	<p>○幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が、連携・協働して行う活動を推進します。</p>	<p>生涯学習課 市民協働課 学校教育課</p>

### 施策3 家庭や地域の教育力の向上

#### 現状と課題

- 子育ての出発点は家庭であり、子どもの健やかな育ちのためには、保護者が家庭教育の役割の重要性に対する理解をしっかりと認識し、子どもに対する愛情を持ちながら、教育・育成を行っていくことが何よりも大切です。
- アンケートによると、子育てや教育における家庭の役割を重視する声が多くなっています。また、子育てにおいて、挨拶やお礼をきちんといえることや家族や他人を思いやり、やさしくする、といった社会性や規範性が重視されており、家庭や地域における様々な人との関わりのなかで子どもの健全育成を進めていく必要があります。
- 本市では、平成25年度より、従来PTA等により開催されていた家庭教育学級に加え、小・中学生の保護者を対象とした家庭教育学級特別講座を実施しています。また、平成26年度からは、幼稚園・保育園まで拡大し、家庭教育の役割と重要性の理解の浸透を図っています。さらに、乳幼児期家庭教育学級により、各地域の実情に合わせながら、仲間づくりや親子のふれあい、子育ての不安軽減といった、共通の認識を持ち、家庭教育に関する学びの場、親同士の交流の場を提供しています。また、平成30年度から家庭教育支援員の養成講座を実施し、令和元年度から、家庭教育学級に派遣する等、家庭教育の支援に努めています。

#### 施策の方向性

- 幼児期の子どもを持つ保護者の家庭教育への関心を高めるとともに、知識の向上を図るため、指導員の養成や運営マニュアルの見直しなどを含めた家庭教育学級の内容の一層の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
45	乳幼児期家庭教育学級の充実	<p>○子どもの身体や心の成長と発達や、しつけや家庭の関わり方についての知識の普及を行うとともに、親同士の仲間づくり、情報交換の場を提供します。</p> <p>○指導アシスタントの人材発掘と指導育成を行います。</p>	生涯学習課
46	家庭教育学級の充実	<p>○保護者の家庭教育への関心と知識を高めるため、幼稚園、保育園、小・中学校の親の会やPTAで開催する家庭教育学級の内容の充実を図ります。</p> <p>○小・中学校、幼・保育園を対象とした「家庭教育学級特別講座」の実施により、小・中学生や幼児期の子どもを持つ保護者の家庭教育への意識向上を図ります。(継続)</p> <p>○生涯学習課に家庭教育専門員を置き、家庭教育学級運営マニュアルの見直しを実施し、内容の充実に努め、運営の助言指導を行います。</p>	子ども家庭課 学校教育課 生涯学習課
47	乳幼児の本との出会いづくり	<p>○乳児健診時に、ブックスタートパック（赤ちゃん向けの絵本とバック）の配布を行い、子どもたちの心身の健やかな成長を支援します。</p>	図書館 市民健康課

## 基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進

### 施策1 男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現

#### 現状と課題

- 本市における女性の就業率におけるM字カーブは緩和しており、このことから、女性の就労率が上昇し、結婚・出産後も働き続ける女性が増加していることがうかがえます。その反面、人々の意識のなかには、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識が残っており、男性の仕事に偏重した生活スタイルや、就職を希望しながらも結婚・出産によりあきらめざるを得ない女性が多いことなど、「仕事と生活の調和＝ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けては依然として課題がみられます。
- アンケートによると、今後の就労希望が叶えば、専業主婦（夫）の割合が減少し、両親ともにフルタイムで働く家庭が増加することが見込まれています。本市の女性の就労率は、平成22年と平成27年の比較では25歳以降の年代において上昇しており、引き続き、結婚・出産後の復職に向けての支援が必要となっています。
- アンケートによると、母親と比較して父親では育児休業の取得が進んでおらず、取得していない理由をみると、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」といった項目が上位にあげられています。一般的に父親に経済的な責任の負担が大きいこと、社会全体に男性の家事・育児への参画についての理解が浸透していないことを背景に、男性の家事・育児への参画がなかなか進んでいないことが課題となっています。
- 本市では、子育て中の人も含めた女性の雇用の確保・促進のため、岐阜県と連携を取りながら、女性のための再就職セミナーの実施などを行っています。また、子育て中または子育て後の女性に向けて、みんなの就職サポートセンター（商工課内）において内職の就業相談を実施しています。
- 家族でともに過ごす時間が増えることは、子どもの幸せにとって大切です。男女ともに仕事と家庭、育児に参画できるよう、職場環境の改善を図るとともに、家庭内での意識改革も進め、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。

#### 施策の方向性

- ニーズに応じた就労・就業を促進するため、関係機関と連携しながら就労相談や各種セミナーを開催します。
- 女性の就労促進のため、女性の職業能力の向上や、結婚・出産後の復職に向けた支援を充実します。
- 男性の家事・育児参画への意識を高めるとともに、育児休業等を取得しやすい職場環境を整備します。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
48	女性の能力開発・就労促進に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共職業安定所や関係機関と連携し、女性を対象とした能力開発の講座を開催します。</li> <li>○関係機関と連携し、パンフレットの窓口設置や広報紙への記事掲載を行い、就職に必要な資格や技術の習得について情報提供します。</li> <li>○内職就業相談を実施し、求職者に内職の相談・斡旋を行います。</li> </ul>	商工課
49	女性の再就職への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共職業安定所や関係機関と連携し、再就職を目指す女性に対し各個人の能力やライフスタイルに適した求人や働き方を紹介・提案する等就業相談を行います。</li> <li>○関係機関と連携し、育児や介護を理由に離職し、再就職を希望する女性を対象に、「再就職準備セミナー」の開催や各種事業に関する情報提供を行います。</li> </ul>	商工課 市民協働課
50	勤労者資金融資制度・住宅資金融資制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○勤労者の生活安定、中小企業の職場環境整備のための融資・補助等の紹介を行います。</li> <li>○広報紙掲載や各金融機関への要綱を送付するなど、積極的なPRを推進します。</li> </ul>	商工課
51	男女共同参画社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女が多様な生き方を選択し、いろいろな分野で性別に関係なく参画できるまちづくりを推進します。</li> <li>○「みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例」の周知を図り、市民の男女共同参画意識の浸透に努めます。</li> </ul>	市民協働課
52	市男性職員の育児休業取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○育児休業制度について周知し、市男性職員の育児休業取得を促進するとともに、周囲の理解の促進など取得しやすい環境づくりを推進します。</li> </ul>	秘書課
53	育児、介護休業制度の定着促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内企業に対し、育児休業制度、介護休業制度の周知を図ります。</li> <li>○女性に偏りがちな休業取得の実態を改善するため、男性の育児、介護休業制度の活用を促進します。</li> </ul>	商工課
54	「男女雇用機会均等法」等労働関連法の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女雇用機会均等法」や男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正に関する法令順守について、広報紙への掲載やパンフレットの配布を行い、事業主への周知・啓発を行います。</li> </ul>	商工課

NO.	事業名	事業内容	所管課
55	労働環境の向上に関する情報提供及び啓発	○労働環境及び労働条件の向上のため、情報提供や指導を行います。 ○女性特有の妊娠・出産に配慮した労働環境の整備を啓発します。	商工課
56	ワーク・ライフ・バランスの普及と啓発	○ワーク・ライフ・バランスに関する考え方について広報紙やパンフレットの配布等により、市民や企業に向けて普及・啓発を行います。	商工課 市民協働課

## 施策2 仕事と子育ての両立の推進

### 現状と課題

- 仕事と子育ての両立に向けては、職場環境の充実はもちろん、それを支える子育て支援サービスの充実が不可欠です。
- アンケートによると、子どもが病気の際は、母親が仕事を休んで対応している場合が多く、病児・病後児保育の実際の利用は1割に満たない状況です。一方で、地域の子育て支援事業の利用意向では、病児・病後児保育事業が5割弱にのぼっており、病児・病後児保育施設のニーズは高いことがうかがえます。
- 本市では、平成25年度より託児ルーム「あゆっこ」を開設し、休日の預かりなど保護者の就労形態の多様化に合わせた保育事業の拡充を進めています。また、平成20年度より関中央病院内において病後児保育室を、さらに平成25年度より中濃厚生病院内において病児・病後児保育室を実施しており、事業の一層の周知と利用の円滑化を図っていく必要があります。

### 施策の方向性

- 保育園における通常保育事業に加え、延長保育事業や一時保育など、多様な保育サービスを提供することにより、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。
- 第4章において設定している「量の見込みと確保の内容」を踏まえ、各年度における保育サービス・子育て支援サービスの利用状況と提供体制の確認・検証を行い、ニーズに対して不足が生じている場合には、提供体制の確保に向けた取り組みを推進します。

#### 【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
57	★通常保育事業	○保護者の病気や就労により、家庭において子どもを十分保育することができない場合に、保育園において保育を実施します。 ○保育ニーズに対応した受け入れ体制の整備を図ります。	子ども家庭課

NO.	事業名	事業内容	所管課
58	★延長保育事業	○通常の保育時間を超える預かりを行う必要がある場合に、時間を延長して保育を実施します。 ○多様化する勤務形態に対応し、就労を支援するため、開所時間の延長を図ります。	子ども家庭課
59	★幼稚園の預かり保育	○正規の教育時間を超えて園児を夕方まで預かります。	子ども家庭課
60	★一時預かり(一時保育)	○育児疲れの解消や勤務形態の多様化による一時的な保育需要に対応するため、事業の充実を図ります。 ○一時保育が利用できる保育園を2園まで登録できるようにし、利用の円滑化を図ります。 ○一時保育が利用できる保育園数を増やします。	子ども家庭課
61	★一時預かり(託児)	○育児疲れの解消や勤務形態の多様化による一時的な保育需要に対応するため、事業の充実を図ります。 ○託児ルームにおいて早朝から夜間、月曜日を除き、毎日保育士が預かります。	子ども家庭課
62	★子育て短期支援事業(ショートステイ)(再掲)	○保護者の病気や就労により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う一時預かりを実施します。 ○一時的な保育需要に対応するため、事業の充実を図ります。	子ども家庭課
63	★ファミリー・サポート・センター事業の充実(再掲)	○育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行います。 ○提供会員が減少しているため、事業を周知し、提供会員の増加を図ります。	子ども家庭課
64	★留守家庭児童教室の充実及び指導員の育成(再掲)	○昼間保護者等のいない留守家庭児童の健全育成のため、空き教室等を利用した留守家庭児童教室を設置し、児童の生活指導を行います。 ○全教室4年生までの受け入れを行い、教室に余裕がある場合は、5・6年生の受け入れを行います。 ○指導員の育成と資質の向上を図ります。	教育総務課

NO.	事業名	事業内容	所管課
65	★病児・病後児保育	<p>○病氣中、あるいは病気の回復期で集団保育が困難な子どもについて、医療機関に付設された専用スペース等において保育を行います。</p> <p>○事業の積極的な周知・広報を行い、利用者の確保に努めます。</p>	子ども家庭課

## 基本目標 6 子どもの包括的・重層的な相談支援の推進

### 施策 1 子どもの相談支援体制の整備（切れ目のない支援の充実）

#### 現状と課題

- 子どもの支援は、妊娠期から子どもの年齢に合わせて支援機関が変わるため、情報が分断されやすく、適切な支援につながらない状況となっています。
- 青少年の問題は、ニート、ひきこもりの若者の高年齢化、子どもの貧困率の上昇、若い世代の自殺など、ますます複雑で多様な状況となっています。

#### 施策の方向性

- 地域福祉計画と連動し、地域共生社会の実現に向けて全世代対応の相談支援ネットワークを構築していくため、子ども家庭総合支援拠点が中心となり、子どもの総合相談における包括的・重層的な支援を実施していきます。
- 子ども家庭総合支援拠点を本庁舎内に設置することで、18歳以降の支援機関（障がい福祉係、高齢福祉課）と顔の見える関係でつないでいきます。
- 子どもの支援について、年齢による切れ目がない支援体制を整備します。
- 次代の関市を担う青少年の健やかな育成と、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための各種支援に取り組みます。

#### 【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
66	子ども家庭総合支援拠点の整備	○妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・重層的な相談支援を行うとともに、子どもの地域共生ネットワークを構築します。	子ども家庭課
67	子育て世代包括支援センターの充実	○妊娠・出産・育児に関する様々な不安や悩みが相談できる総合相談窓口として、子育て世代包括支援センター「ひだまり」による切れ目のない支援を実施します。 ○妊娠届出時において、妊婦のための健康教育、個別相談のほか必要時訪問を実施し、妊娠期からの支援体制を充実します。 ○住民や関係機関に様々な機会を通じ、子育て世代包括支援センターの周知を図ります。	市民健康課
68	★養育支援訪問事業	○養育支援が必要と判断した家庭に対し、専門職等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育の実施の確保をします。	子ども家庭課 市民健康課

NO.	事業名	事業内容	所管課
69	産前産後サポートの実施	○産後ケア事業、子育てスタッフ派遣事業、ファミリーサポート事業等の制度を紹介し、育児負担の軽減に努めます。	市民健康課
70	専門職による育児不安対策の推進	○健診や相談時での育児相談を通して、子育ての負担感、孤立感の軽減に努めます。 ○親の育児不安の解消や子育ての問題解決、子どもの発達相談を目的とし、専門職による個別面接を実施します。	市民健康課 親子教室
71	不登校・ひきこもりの相談支援体制の整備	○不登校・ひきこもりの相談支援体制を整備します。	福祉政策課 子ども家庭課 まなびセンター 市民健康課
72	主任児童委員の活動	○地域で発生する個別事案について関係行政機関や民生委員児童委員と連携を密にし、子どもの家庭環境・社会環境の情報を収集しながら相談・支援活動を行います。	子ども家庭課

## 施策2 児童虐待防止対策の充実

### 現状と課題

- 近年において、児童虐待による重大な問題が頻繁に報道されるようになりました。児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に影響を及ぼす極めて重大な問題であり、根絶に向けた取り組みの一層の強化が必要となっています。
- 児童虐待は家庭内の問題として捉えられがちであり、被害が潜在化しやすい傾向にあります。子育てに対する不安や負担を感じている保護者に対する早期のアプローチと相談支援により、虐待を未然に防止していく必要があります。
- 妊娠期から、虐待予防の視点でハイリスク妊婦の把握と早期支援に努めています。さらに医療機関等関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を行うことで虐待予防を推進していく必要があります。
- 本市では、家庭内で起こる子育て、親子関係、不登校、非行など様々な悩みや問題について、家庭児童相談員が面接や電話により相談を受け、必要に応じて子ども相談センター等の関係機関と連携を図り、相談指導等を行っています。また、保健、福祉、医療、教育、警察、地域等の関係機関及び団体に組織する「関市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を設置し、実務者会議及び個別ケース会議において、要保護児童等に対する支援のための情報交換、支援方針の検討を行っています。

### 施策の方向性

- 児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、関係機関のネットワーク化を図り、情報共有体制を強化します。
- 子育てしやすい環境を整え、地域の育児力を底上げするとともに子育て中の保護者の不安の解消、負担の軽減を図るため、相談支援体制の強化を図ります。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
73	要保護児童対策地域協議会	○児童虐待防止及び対応のためのネットワークづくりを推進します。	学校教育課 子ども家庭課 市民健康課
74	妊娠期からの虐待予防	○妊娠届出は、妊娠11週までの早期届出を推奨し、啓発します。 ○妊娠届出時において、ハイリスク者のスクリーニングを実施し、個別支援を実施していきます。 ○医療機関と連携し、適切に継続した支援をしていきます。	子ども家庭課 市民健康課
75	虐待の早期発見と予防対策	○各機関での相談時において、成長段階にあった子育ての情報提供をするとともに、子育てや家庭についての親の負担感や悩みが軽減できる場にしていきます。 ○健診や相談の際に、虐待予防の視点で子どもや保護者の状況確認を行います。	子ども家庭課 市民健康課 学校教育課 保育園
76	相談体制の充実	○関係機関との情報共有を充実し、要対協の連携体制の強化・円滑化を図ります。	子ども家庭課 市民健康課
77	生活相談の充実	○家庭内や学校内のこと・いじめ・勉強・非行防止対策・母子相談・DV相談等について関係機関と連携を図り、相談の強化を図ります。	子ども家庭課 市民健康課

### 施策3 ひとり親家庭等への支援の推進

#### 現状と課題

- 離婚件数の増加や非婚化の進行により、ひとり親家庭が増加しています。特に母子家庭においては仕事と家庭生活の両立など、複合的な課題を抱えやすく、また経済的な不安を抱えるケースも多くなっています。
- 子どもを安心して育てられるよう、相談支援、経済的支援、生活支援など、多方面からの支援を充実していく必要があります。

#### 施策の方向性

- ひとり親家庭の自立促進に向けて、子育て・生活支援、就業支援策、経済的支援策等の総合的な自立支援を推進します。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
78	ひとり親家庭相談の充実	○母子・父子家庭等に対する福祉向上のため、母子・父子自立支援員と関係行政機関との連携により、多様な生活相談に応じられる体制と指導を充実します。	子ども家庭課
79	児童扶養手当等の給付	○母子・父子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童手当（子ども手当）、児童扶養手当の支給、小口貸付けなど、経済的支援を図ります。	子ども家庭課
80	就労指導の充実及び就労の場の確保	○経済的事情で子どもの養育が十分できない母子・父子に生活指導を行いながら、実社会で自立し、生活できるよう援助します。 ○母子家庭の母に対し、職業能力の開発支援、修業期間中の生活支援を実施し、安定した就労を促進します。	子ども家庭課 市民健康課
81	ひとり親医療の助成	○ひとり親家庭での保険診療自己負担分の助成を行い、経済的な支援を実施します。	福祉政策課
82	市民の劇場親子鑑賞事業	○市民の劇場チケットを提供し、多忙な日常から少し離れて、親子で鑑賞することで、様々な舞台芸術との心動かされる「新しい出会い」を体験共有する機会を提供する。	文化課

## 施策4 障がい児施策の充実

### 現状と課題

- 国では、障がいの有無に関わらず支え合うことのできる「共生社会」の実現に向け、障がい者施策の充実を図っています。障がいのある子どもの育成においても、幼い頃から障がいのある子ども・ない子どもが身近な地域のなかでともに育つ環境の整備を進めていく必要があります。
- 本市においては、平成30年に第1期障がい児福祉計画を策定し、障がい児への各種サービスを展開しています。また、「中央親子教室」「東親子教室」及び「西親子教室」の3か所を地域での療育の拠点として「児童発達支援センター」に位置づけ、子どもの能力や個性に合わせた支援を推進しています。さらに、保育園において障がいのある子どもを受け入れ、障がい児保育を実施しています。障がいのある子どもに対して適切な療育指導ができるよう、指導員の充実とともに専門性の向上を図っていく必要があります。
- 障がいのある子どもの育成においては、早期発見・早期療育から、就学・進路相談、就労支援など、成長段階に合わせた切れ目のない支援が必要です。関係機関との連携・情報共有体制を強化しながら、子どもの成育歴や特徴などを確認し、一人ひとりの個性や状況に応じた支援を行っていくことが重要です。
- 障がいのある子どもを持つ保護者は、障がいのない子どもの保護者とは違った困難に直面する可能性が大きく、心身の負担の軽減に向けた多様な支援が必要となっています。

- 子どものライフステージに応じて適切な支援や指導が行えるよう、障がい児教育・保育に従事する職員の資質向上を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- 医療的ケア児やその家族に対し、家庭や地域のなかでの育ちを応援できるよう、医療機関や関係機関と連携していきます。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
83	保育所等訪問支援の推進	○専門職員が保育園を訪問し、障がいのある子どもの保育園での集団生活の適応と就学に向け、訪問先のスタッフに対して専門的な支援を行います。	親子教室 市民健康課 学校教育課
84	障がい児保育の充実	○保育園における障がいのある子どもの受け入れを促進し、障がいの有無に関わらずともに育つ環境づくりを進めます。 ○子どもの発達段階を考慮した適切な保育を進めます。 ○民間保育園での受け入れがスムーズに実施できるよう、加配保育士配置のための財政支援を行います。	子ども家庭課
85	保育所等訪問事業の充実	○早期支援の充実や小学校への早期からの情報提供を強化します。	学校教育課
86	就学相談、指導体制の充実及び教育支援委員会の充実	○障がいの種類と程度に応じて適切な教育を行い、能力を最大限に伸ばすために就学相談、指導体制、教育支援委員会の充実を図ります。	学校教育課
87	障がい児教育の充実	○障がい児への支援についてリーフレットにまとめ、年少児保護者へ配布し、早期からの支援について理解を深めます。 ○保護者や児童生徒の願いに応えるため、関市版通級指導教室の設置や、特別支援教育アシスタントの配置を実施します。	学校教育課
88	医療的ケア児の支援体制の整備	○医療的ケア児について、子どもの安全を最優先に考えながら、支援体制を検討します。	福祉政策課 子ども家庭課 学校教育課 市民健康課
89	放課後等デイサービスの推進	○学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練の場を提供するとともに、放課後等の居場所としての活用を図ります。	福祉政策課

NO.	事業名	事業内容	所管課
90	関係機関との連携による総合的な相談、指導の充実	○関係機関と連携を保ち、総合的な相談指導の充実を図ります。 ○相談員・指導員の資質向上を図るため、研修の充実を図ります。	福祉政策課 子ども家庭課 市民健康課
91	職員の処遇改善	○保育士、相談員、指導員の働く環境を整え、処遇改善を進めます。	秘書課

## 施策5 子どもの貧困対策の充実

### 現状と課題

- 日本における子どもの貧困率※は、2015年調査時点では13.9%で、子どもの7人に1人が貧困状態にあります。関市における子どもの貧困率は5.65%（平成30年度調査時点）で、国や県（7.2%）を下回っていますが、対象となる子どもは順次入れ替わっていくため、貧困率の多少に関わらず事業を継続させる必要があります。また、市における保護受給世帯数は、近年は増加傾向で推移しており、平成30年度には198世帯にのぼります。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

※平均的な年間可処分所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合

### 施策の方向性

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

#### 【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
92	児童扶養手当給付事業	○所得に応じて、ひとり親等の世帯に対して児童扶養手当を支給します。	子ども家庭課
93	子どもの居場所づくり事業	○小中学生を対象とした学習支援や子ども食堂を実施します。	福祉政策課 子ども家庭課
94	実費徴収に係る補足給付事業	○新制度未移行幼稚園を利用する子どもの世帯において、一定額以下の収入である場合は、副食費の一部について補助をする補足給付事業を実施します。	子ども家庭課
95	要保護・準要保護児童生徒への就学援助	○経済状況によって就学に必要な費用を援助します。	学校教育課

## 施策6 外国人児童への対策の充実

### 現状と課題

- 近年の国際化の進展に伴い、本市では外国にルーツのある子どもが増加傾向にあります。これらの子どもは、言葉だけではなく、文化や習慣等の違いから、いろいろな場面で戸惑いを抱えていることが考えられます。
- 市で子育てをする外国人の増加も想定されることから、外国人の子育て家庭にも対応できるよう、外国語での情報提供について充実していく必要があります。

### 施策の方向性

- 外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを軽減し、日常生活を円滑に送ることができるように、広報・周知等について、多言語による情報提供の充実に努めます。
- 学校での生活が円滑にできるように、初歩的な日本語の指導や教育相談を行うとともに、学校生活を送りながらも言語の不安を解消できるよう日本語教室の充実に努めます。

#### 【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
96	外国語での広報・周知	<ul style="list-style-type: none"><li>○保育園での園だよりや学校からのお知らせについて、翻訳を作成し、必要な情報が届くように配慮します。</li><li>○各種手当の案内についても多言語での案内を実施します。</li><li>○外国語版の母子健康手帳の交付など、健診や相談時にも相談に応じられるよう配慮します。</li></ul>	子ども家庭課 学校教育課 市民健康課
97	日本語教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○外国人児童生徒等が在籍する学校に教育相談員を計画的に派遣し、学習面や生活面での支援を実施します。</li><li>○学校での生活ができるよう、一定期間集中的に日本語の指導を行う教室を開設します。</li><li>○日本語を母語としない両親を持つ子どもを対象にした、学習支援を実施します。</li></ul>	学校教育課 市民協働課

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境など多岐にわたっているため、庁内関係部署間との連携を強化し、全庁的な推進体制を構築します。

幼稚園や保育園の広域利用をはじめ、被虐待児童への対応や障がいのある子どもへの支援など、専門的な支援を必要とする場合などには、国や岐阜県、近隣市町村との連携・調整のもと、より充実した取り組みを進めます。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、幼稚園・保育園等、学校等、地域との関係団体との連携・協力が不可欠となっています。地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるよう、計画について広報紙等により周知・啓発を行うとともに、保育園・幼稚園等をはじめ子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

### 2. 計画の進捗管理

計画の着実な推進のためには、庁内各課において、毎年度施策・事業の状況把握を行うとともに、計画内で立てた数値目標について客観的な視点から評価を行うことが重要です。また、その結果を次年度以降の事業実施に反映させていく、P l a n（計画）－D o（実施・実行）－C h e c k（検証・評価）－A c t i o n（改善）のプロセスを踏まえた「PDCAサイクル」に基づき、計画の進捗管理と事業の改善を行うことが大切です。

計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「関市子ども・子育て会議」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

# 資料編

## 1. 計画の策定体制

本計画は、保護者をはじめ、関市内における保育園・幼稚園関係者、労働関係者、子育て支援団体、有識者などで構成される「関市子ども・子育て会議」において審議を重ね策定しました。

策定の過程においては、子育てをしている家庭を対象にアンケート調査を実施し、関市における子ども・子育てを取り巻く実態を把握しました。また、計画案に対するパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を取り入れるとともに、その反映に努めました。

## 2. 計画の策定経過

### ■平成 30 年度

年月日	内容
平成 30 年 11 月 2 日	第 1 回 関市子ども・子育て会議 ・関市（第 2 期）子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査について ・関市（第 2 期）子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールについて
11 月下旬	アンケート調査の実施
平成 31 年 3 月 20 日	第 2 回 関市子ども・子育て会議 ・関市（第 1 期）子ども・子育て支援事業計画に係る取組について ・子ども・子育てに関するアンケート調査の集計結果について

### ■令和元年度

年月日	内容
令和元年 9 月 2 日	第 1 回 関市子ども・子育て会議 ・関市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）の検証について ・第 2 期計画（骨子案）について ・子ども・子育て委員の任期と次期委員について ・幼児教育・保育の無償化について
11 月 25 日	第 2 回 関市子ども・子育て会議 ・第 2 期関市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年 12 月 27 日～ 令和 2 年 1 月 27 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 3 月	パブリックコメントの結果について、書面にて委員に報告

### 3. 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

名前	所属	補職名
浅野俊和 (H30 会長)	中部学院大学	子ども学科 教授
ダーリンプル規子 (R1 会長)	中部学院大学短期大学部	幼児教育学科 教授
澤井基光 (副会長)	関市社会福祉協議会	会長
山藤優弥 (H30)	私立保育園保護者	代表
山中孝浩 (R1)		
渡邊智子 (H30)	公立保育園保護者	代表
中道千春 (R1)		
武藤香里 (H30)	私立幼稚園保護者	代表
武田雅子 (R1)		
河合栄潤 (H30)	関市PTA連合会	代表
東山崎鮎美 (R1)		
田中正子 (H30)	関商工会議所女性会	会長
堀部清子 (R1)		
川尻史朗 (H30)	日本労働組合総連合会岐阜県連 合会中濃地域協議会	事務局長
隣垣 学 (R1)		
遠藤俊三	関市自治会連合会	会長
鈴木専英	せき市保育会	会長
辻 経子 (H30)	関市幼稚園連合会	会長
清水優子 (R1)		
各務ゆう子	関市民生委員児童委員協議会	主任児童委員
大岩寿喜子	関市私立保育園	代表
河合 東 (H30)	NPO 法人保育サポーターグルー プくれいどる	理事長
河合慶子 (R1)		代表
末松桂子 (H30)	関市小学校校長会	会長
横田 稔 (R1)		
古田 知	関市子育てコンシェルジュ	
川村秀和	岐阜県武儀医師会・関市母子保 健連絡協議会	会長
加藤敬仁	関市教育委員会	学校教育課長
西部 靖 (H30)	関市健康福祉部	市民健康課長
板屋智子 (R1)		
三輪智恵美	関市健康福祉部	富岡保育園長

## 4. 子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日関市条例第33号

関市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、関市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 関市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## 5. 用語解説

用語	内容
<b>【あ行】</b>	
育児休業	働いている人が、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は1歳6か月）に達するまでの間、子どもを養育するために取得できる休暇のこと。事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。
一時保育	保護者のパート勤務（週3回程度）や家族の病気、入院、災害、事故などにより、緊急・一時的に家庭での保育ができないときや、保護者の育児疲れ解消などの理由に対応して、保育所などで一時的に子どもを保育する事業のこと。
延長保育事業	保育時間が11時間を超える保育ニーズに対応したサービスを提供する事業のこと。
<b>【か行】</b>	
家庭教育	親や、これに準ずる人が子どもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点となるもの。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うもの。
家庭的保育	保護者の家庭などで5人以下の子どもを保育する事業のこと。
居宅訪問型保育	ベビーシッターなど、保育者が依頼された家庭で保育する事業のこと。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	就学児童の放課後児童クラブへの送迎など、育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行う事業のこと。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気や就労などにより、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などで宿泊を伴う一時預かりを実施する事業のこと。
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点のこと。 平成28年児童福祉法等の改正により、自治体に「拠点」設置が義務付けられた。
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。
<b>【さ行】</b>	

用語	内容
事業所内保育	<p>事業所内の施設等において子どもを保育する事業。事業所の従業員の子どもを対象に保育を行う従業員枠と、地域で保育を必要とする子どもを対象に保育を行う地域枠がある。</p>
次世代育成支援対策推進法	<p>次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律のこと。</p> <p>平成26年に、法律の有効期限を10年間延長する方針が示されている。</p>
児童館・児童センター	<p>児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進や、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設のこと。</p> <p>関市ではわかくさ児童センター、むげかわ児童館の2か所で実施している。他に安桜こども館も、同様の役割を持って実施している。</p>
児童虐待	<p>身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。</p>
児童発達支援	<p>集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う事業のこと。</p> <p>児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」があり、関市では「関市中央親子教室」「関市西親子教室」「関市東親子教室」で「児童発達支援事業」を実施している。</p>
小規模保育	<p>国が定める基準に適合し、市の認可を受けた定員6～19人の保育所のこと。</p>

用語	内容
<b>【た行】</b>	
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のこと。関市では、倉知保育園内の「ははこぐさ」、むげがわ保育園内の「むげがわ子育て支援センター」の2か所で実施している。
<b>【な行】</b>	
乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師などにより、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や親子の心身の状況や育児状況などに耳を傾け、必要に応じて専門的・継続的支援につなげる事業のこと。
認定こども園	<p>保育園及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士がともに育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事等が条例に基づき認定する。</p> <p><b>【幼保連携型認定こども園】</b> 認可幼稚園と認可保育園が連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすもの。</p> <p><b>【幼稚園型】</b> 認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすもの。</p> <p><b>【保育所型】</b> 認可保育園が、保育を必要とする子ども以外の子どものも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすもの。</p> <p><b>【地方裁量型】</b> 幼稚園・保育園いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすもの。</p>
妊婦健康診査事業	妊婦と胎児の異常の早期発見、適正な保健指導につなげるため、母子の健康状態を定期的に確認するために行う健康診査のこと。適正な医療や保健指導などにつなげ、安全で安心な出産ができる環境を整えることを目的としており、公費により14回分の補助を行っている。
<b>【は行】</b>	
病児・病後児保育事業	子どもが病気で、かつ保護者が家庭で保育を行うことが困難な場合に、専用施設で一時的に子どもを預かる事業のこと。関市では、関中央病院内において病後児保育を、中濃厚生病院内において病児・病後児保育を実施している。

用語	内容
保育園	<p>児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設のこと。</p> <p><b>【認可保育園】</b> 国、県等が定める基準に適合し、県の認可を受けた定員20人以上の保育園。</p> <p><b>【認可外保育園】</b> 上記以外の認可を受けていない保育園。</p>
放課後子ども教室	<p>小学校の余裕教室などを活用して、地域の多様な人々の参画を得ながら、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動などを行う取り組み。具体的な活動内容は地域により異なる。</p> <p>関市では、学びの場を提供する「学びクラブ」、体験・交流・遊びの場を提供する「ふれあいクラブ」を放課後子ども教室として実施している。</p>
放課後児童健全育成事業(留守家庭児童教室)	<p>昼間保護者が就労などで家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後などに家庭に代わる適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業のこと。岐阜県内においては「留守家庭児童教室」と呼ばれている。</p>
<b>【や行】</b>	
養育支援訪問事業	<p>保健師による赤ちゃん訪問や母子保健事業、関係機関からの連絡などにより、養育支援が必要と判断した家庭に対して、家庭環境などに応じた専門的な支援を図る事業のこと。</p>
幼稚園	<p>学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設のこと。</p>
幼稚園の預かり保育	<p>幼稚園において、通常の授業時間(4時間)をこえて預かる事業のこと。(夏休み・冬休みの一部期間の実施あり)</p>
<b>【ら行】</b>	
利用者支援事業	<p>利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるように、教育・保育施設や地域の子育て支援のサービス利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整などを実施する事業のこと。</p>
<b>【わ行】</b>	
ワーク・ライフ・バランス	<p>国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。</p>

## 6. 関市母子保健評価指標（すこやか指標）

### ◆基盤課題 A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

指 標	関市の状況		「健やか親子 21(第2次)」		備考 (データソース、 評価基準)
	策定値 (平成 25 年度)	最新値 (平成 30 年度)	ベースライン	最終評価目標	
1 妊産婦死亡率	0% (平成 24 年)	0% (平成 29 年)	4.0 (出産10万対) (平成 24 年)	2.8	人口動態統計
2 全出生数中の低出生体重児の割合	9.1% (平成 24 年)	9.5% (平成 29 年)	9.6% (平成 24 年)	減少	人口動態統計
3 妊娠・出産について満足している親の割合	75.6% (※平成 27 年)	86.6%	63.7% (平成 25 年度)	85.0%	4 か月児健診
4 むし歯のない 3 歳児の割合	85.3%	89.4%	81.0% (平成 24 年度)	90.0%	3 歳児歯科健診
5 妊娠中の妊婦の喫煙率	1.3% (※平成 27 年)	3.5%	3.8% (平成 25 年度)	0%	4 か月児健診
6 育児期間中の両親の喫煙率	・父親 39.0% ・母親 4.0% (※平成 27 年)	36.5% 4.6%	41.5% 8.1% (平成 25 年度)	20.0% 4.0%	各乳幼児健診
7 妊娠中の妊婦の飲酒率	0.6% (※平成 27 年)	0.5%	4.3% (平成 25 年度)	0%	4 か月児健診
8 乳幼児健康診査の受診率(重点課題②再掲)	(未受診率) ・4 か月児 0.9% ・1.6 歳児 2.5% ・3 歳 3.3%	(未受診率) 0.7% 1.0% 0.9%	(未受診率) 4.6% 5.6% 8.1% (平成 23 年度)	(未受診率) 2.0% 3.0% 3.0%	各乳幼児健診
9 子ども医療電話相談(#8000)を知っている親の割合	78.2% (※平成 27 年)	93.9%	61.2% (平成 26 年度)	90.0%	4 か月児健診
10 子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)を持つ親の割合	<医師> ・4 か月児 83.9% ・3 歳児 今後調査 (※平成 27 年) <歯科医師> ・3 歳児 今後調査	<医師> 85.7% 87.6% <歯科医師> 74.2%	<医師> 71.8% 85.6% (平成 26 年度) <歯科医師> 40.9% (平成 26 年度)	<医師> 85.0% 95.0% <歯科医師> 55.0%	4 か月児健診 3 歳児健診
11 仕上げ磨きをする親の割合	99.1%	97.9%	69.6% (平成 26 年度)	80.0%	1 歳 6 か月児歯科健診

指 標	関市の状況		「健やか親子 21(第2次)」		備考 (データソース、 評価基準)
	策定値 (平成 25 年度)	最新値 (平成 30 年度)	ベースライン	最終評価目標	
① 周産期死亡率(出産千対)	9.2% (平成 24 年)	3.6% (平成 29 年)	4.0% (平成 24 年)	—	人口動態統計
② 新生児死亡率、乳児(1歳未満)死亡率(出生千対)	新生児死亡率 2.9 乳児死亡率 4.4 (平成 25 年)	1.8 3.6 (平成 29 年)	1.0 2.2 (平成 24 年)	— —	人口動態統計
⑤ 正期産児に占める低出生体重児の割合	—	今後調査	低出生体重児 6.0% (平成 24 年)	—	人口動態統計
⑥ 妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	93.8%	96.1%	90.8% (平成 24 年度)	—	母子保健報告
⑦ 出産後 1 か月時の母乳育児の割合	61.2% (平成 26 年)	52.0%	47.5% (平成 25 年度)	—	4 か月児健診
⑧ 産後 1 か月で EPDS9 点以上の褥婦の割合	—	今後調査	8.4% (平成 25 年度)	—	産後健診
⑨ 1 歳までに BCG 接種を終了している者の割合	80.0%	101.8%	92.9% (平成 24 年度)	—	予防接種
⑩ 1 歳 6 か月までに四種混合・麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合	・四種混合 76.3% ・MR 80.0% (MR I 期 : 95.9% II 期 : 87.3%)	88.4% 85.7% (95.7% 95.1%)	・三種混合 94.7% ・麻しん 87.1% (平成 25 年度)	—	予防接種 1 歳 6 か月児健診
⑪ 不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数	70 件 (延)	68 件 (延)	—	—	特定不妊治療助成事業

◆ 基盤課題 B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

指標	関市の状況		「健やか親子 21(第 2 次)」		備考 (データソース、 評価基準)
	策定値 (H25 年度)	最新値 (H30 年度)	ベースライン	最終評価目標	
1 十代の自殺死亡率 (人口 10 万対)	3 件 (H23~25)	0 件 (平成 29 年)	・ 10~14 歳 1.3 (男1.8/女0.7) ・ 15~19 歳 8.5 (男11.3/女5.6) (平成 24 年)	減少	人口動態統計
4 児童・生徒における 痩身傾向児の割合	・小学生 1.33% ・中学生 3.41%	1.22% 2.90%	2.0% (平成 25 年度)	1.0%	学校保健統計 関のこども
5 児童・生徒における 肥満傾向児の割合	・小学生 6.25% ・中学生 7.08%	7.24% 8.29%	9.5% (平成 25 年度)	7.0%	学校保健統計 関のこども
7 十代の喫煙率	男性 0% 女性 6.8%	4.0% 12.5%	・ 中学 1 年 男子 1.6% 女子 0.9% ・ 高校 3 年 男子 8.6% 女子 3.8% (平成 22 年度)	男子 0% 女子 0% 男子 0% 女子 0%	しあわせヘルス プラン たばこを吸った ことがある人の 割合
8 十代の飲酒率	男性 10.7% 女性 36.4%	4.0% 12.5%	・ 中学 3 年 男子 10.5% 女子 11.7% ・ 高校 3 年 男子 21.7% 女子 19.9% (平成 22 年度)	・ 中学 3 年 男子 0% 女子 0% ・ 高校 3 年 男子 0% 女子 0%	しあわせヘルス プラン
9 朝食を欠食する子ど もの割合	・ 3 歳児 0.9% ・ 小学 5 年 1.0% ・ 中学 2 年 2.1%	1.4% 0.8% 1.1%	— ・ 小学 6 年 1.0% ・ 中学 3 年 16.3% (平成 22 年度)	— 8.0% 10.0%	しあわせヘルス プラン 週 3 日以上欠食す る人の割合 小中学生は、関市 教育委員会朝食 等調査より

◆基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

指 標	関市の状況		「健やか親子21(第2次)」		備考 (データソース、 評価基準)	
	策定値 (平成25年度)	最新値 (平成30年度)	ベースライン	最終評価目標		
1	この地域で子育てを したいと思う親の割 合	96.1% (※平成27年)	96.5%	91.1% (平成26年度)	95.0%	各乳幼児健診
2	妊娠中、仕事を続け ることに對して職場 から配慮をされたと 思う就労妊婦の割合	91.2% (※平成27年)	92.8%	91.0% (平成26年度)	95.0%	4か月児健診
3	マタニティマークを 妊娠中に使用したこ とのある母親の割合	45.8% (※平成27年)	61.8%	52.3% (平成25年度)	80.0%	4か月児健診
5	積極的に育児をして いる父親の割合	54.2% (※平成27年)	55.0%	47.2% (平成25年度)	70.0%	各乳幼児健診
④	乳幼児のいる家庭 で、風呂場のドアを 乳幼児が自分で開け ることができないよ う工夫した家庭の割 合	42.1% (※平成27年)	46.4%	38.2% (平成25年度)	—	1歳6か月児健診

◆重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

指 標	関市の状況		「健やか親子21(第2次)」		備考 (データソース、 評価基準)	
	策定値 (平成25年度)	最新値 (平成30年度)	ベースライン	最終評価目標		
1	ゆったりした気分で 子どもと過ごせる時 間がある母親の割合	4か月児 86.2% 1.6歳児 83.9% 3歳児 74.0% (※平成27年)	93.0% 83.1% 77.1%	79.7% 68.5% 60.3% (平成25年度)	92.0% 85.0% 75.0%	各乳幼児健診
2	育てにくさを感じた ときに対処できる親 の割合	88.3% (※平成27年)	91.7%	83.4% (平成26年度)	95.0%	各乳幼児健診
3	子どもの社会性の発 達過程を知っている 親の割合	85.0% (※平成27年)	86.3%	83.3% (平成26年度)	95.0%	各乳幼児健診

◆重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策

指 標	関市の状況		「健やか親子 21(第2次)」		備考 (データソース、評価基準)
	策定値 (平成 25 年度)	最新値 (H30 年度)	ベースライン	最終評価目標	
2 乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4 か月 94.7%	95.6%	4 か月 95.2%	95.0%	各乳幼児健診問診票 「いずれも該当しない」と回答したものの
	1.6 歳 79.0%	81.5%	1.6 歳 90.5%	85.0%	
	3 歳 61.6% (※平成 27 年)	68.7%	3 歳 85.5% (平成 26 年度)	70.0%	
5 乳幼児揺さぶられ症候群 (SBS) を知っている親の割合	95.1% (※平成 27 年)	96.8%	94.3% (平成 26 年度)	100%	4 か月児健診

※の項目については、平成 27 年度途中のアンケートを新様式に変更した時点からの抽出であり、全数ではない。

指標番号は、「健やか親子 21 (第 2 次)」の番号をさし、○囲み番号は、同じく「健やか親子 21 (第 2 次)」の参考とする指標番号をさす。

【数値の根拠】

- 基盤課題 A-6 3つの健診(4 か月児・1.6 歳児・3 歳児健診) 時点の「あり」と回答した者の割合の平均値
- 基盤課題 B-1 「健やか親子 21」では、人口 10 万対で率を算出しているが、関市では件数で評価
- 基盤課題 C-1 3つの健診時点の「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合の平均値
- 基盤課題 C-2 「妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思いますか」の「はい」と回答者数/「お子さんのお母さんは妊娠中、働いていましたか」の「はい」の回答者数×100
- 基盤課題 C-3 「マタニティマークを身に付けたりするなどして利用したことがありますか」の「はい」の回答者/「妊娠中マタニティマークを知っていましたか」の「はい」の回答者数×100
- 基盤課題 C-5 3つの健診時点で「よくやっている」と回答した者の割合の平均値
- 基盤課題 C-④ 「はい」の回答者数/(全回答者数-「該当しない」の回答者数)×100
- 重点課題 ①-2 3つの健診時点の『「育てにくさを感じたときに、相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか」の「はい」の回答者数/「あなたは、お子さんに対して、育てにくさを感じていますか」の「いつも感じている」もしくは「時々感じる」の回答者数×100』の平均値
- 重点課題 ①-3 3つの健診時点の「はい」と回答した者の割合の平均値

**関市子ども・子育て支援事業計画**

令和2年度～令和6年度

発行：関市

編集：関市 健康福祉部 子ども家庭課

〒501-3894

岐阜県関市若草通3丁目1番地

T E L : 0575-23-7738 F A X : 0575-23-7748

令和2年 3月